2－3－2　社会、ジェンダー視点とモニタリング・評価

1．プロジェクトに社会・ジェンダー視点を導入するに至った経緯

1）ＷＩＤ分野短期専門家派遣の経緯

H国における養豚開発プロジェクトは平成５年度より実施されているが、円滑な技術移転・普及を具体化する上で、最終的受皿となる農家のニーズ・実態にあった普及啓蒙活動が必要になってくると予想し、プロジェクト対象地域であるO県における養豚の実態調査を行った。その結果小規模養豚経営農家が全養豚農家の80%を占め、農村女性が大きな役割を担っていることが明らかとなり、当プロジェクトで農村女性に対しても適切な啓蒙普及活動を行い、養豚農家における女性を対象とした普及活動の可能性、WIDや社会的配慮観点からの事業化の可能性について検討するべく、養豚農家の女性を対象にした新たな農村実態調査を行うことが必要となった。そこで、WID分野における短期専門家を派遣（平成７年３月18日－４月13日）することになった。プロジェクト・エリアでのフィールド調査期間は実質２週間と短期間であったが、フィールド調査以外の活動も通して、プロジェクトにおける社会・ジェンダー配慮の可能性を試みた。

2）説明会の開催

今回の調査は、養豚開発プロジェクト及び青年海外協力隊（JOCV）の協力が得られることになり、調査の開始にあたって、プロジェクト関係者及び協力者を対象に、WIDやジェンダーの基本的な概念、JICAにおけるWID／貧困／社会配慮への取組み、社会・ジェンダー手法、ベース・ライン調査手法、今回の調査の目的、プロジェクトの中の位置づけ等を説明した（表１参照）。

3）関連機関の訪問、情報収集

また、天然資源省、牧畜総局、関連省庁におけるWID担当者や、CIDAやFAO等の類似のプロジェクトの経験のある援助機関を訪問し、H国政府のWIDの取り組みや女性の現状、農村開発におけるWID戦略や活動状況についての情報を収集し、養豚開発プロジェクトにおける社会・ジェンダー配慮を検討する際の検討材料とした。

表1　社会・ジェンダー配慮についての説明・概略[注1]

貧困・人口増加・環境の劣悪化という悪循環が昨今地球規模で解決していくべき課題とされているが、これらの問題のキーとなっているのが女性であるとの認識が生まれている。そのため、従来JICAのプログラムが力点を置いてきた技術移転より、その先にある様々の受益者層への技術協力の波及効果に焦点が移ってきている。計画・実施の際に、プログラムの一部が女性や貧困層である案件で、予想されたプログラムの便益が女性や貧困層に公平に行き渡るように、またはマイナスのインパクトが少ないように技術協力の部分（計画・実施・評価段階）に配慮を行う（WID・貧困配慮）試みもその一例である。具体的な取り組み方法として、対象地域において社会分析を行い、貧困層や女性を含む社会構造を明らかにし、社会的弱者にプログラムが与えると予想されるプラス／マイナスのインパント調査を行い（社会分析の実施）、プログラムの受益者グループを想定し（ターゲッティング）、貧困層や女性などの社会的弱者のニーズや声をプロジェクトに反映させ参加型開発を推進する方法もある。これを推進していく際のツールとして利用される調査・分析方法に社会・ジェンダー手法というものがある。

今回の調査で用いるこの社会・ジェンダー調査は、対象地域であるH国O県において、家畜や資源の利用・経営が男女住民の生活・暮らしにどのように位置づけられているか、維持・管理において多様な社会グループの男女住民がどのような役割を担っているか、長期的・短期的ニーズは何であるか、当事業を実施する際の阻害要因・促進要因は何であるか、阻害要因の改善策は何か、マイナス影響を受けるグループはいないかを調査・分析し、計画策定にあたることを目的としている。これは、対象地域社会の状況をよりよく理解するために行われるもので、従来の社会調査分析の最小単位である「世帯」をさらに構成要因である老若男女に細分化して分析する。従来は、プロジェクトへの動機や能力、ニーズは、世帯のなかでは共通であり、裨益は等しいという前提にたって、プロジェクトが計画・実施されたために、中には、期待された成果を効果的に達成できなかったものや、世帯のある構成員にはマイナスの影響を与える場合があった。この反省から、対象地域における多様なグループを構成するそれぞれの住民男女の置かれた状況、ニーズ、プロジェクトとの関わりなどを把握し、社会や家庭におけるジェンダーを考慮したプロジェクトを実施する試みが近年行われるようになった。以上、住民参加型のプロジェクトにおける社会・ジェンダー分析の必要性の理由を以下にまとめる。

1．天然資源や家畜に関して、女性は男性と異なる意見・ニーズを有している場合が多い。
2．女性は森林資源・農業資源、家畜の利用者であるとともに、維持・管理・経営に関わっている場合が多い。
3．女性と男性ではこれら資源の利用・管理方法、役割が異なる場合が多い。
4．土地や天然資源、家畜及びこれらを使っての事業を始める際の資金・融資に対する女性のアクセスとコントロールが社会的に制約されている場合が多い。

ジェンダー分析の目的はこれらを明らかにし、プロジェクトから受ける男女が受けるインパクトや便益が一方の性にかたよらないように方策をたて、計画策定を行う。

注1　説明にあたっては、「ケニア社会林業プロジェクト」の短期専門家の報告書やJICAにおける職員対象の社会・ジェンダー配慮　にかかる研修資料、「農村生活改善のための女性の技術向上検討事業　基礎調査（インドネシア）」を参考にした。

4）調査・分析手法及び結果、提言

使用された調査手法は、当検討事業フェーズⅠ、フェーズⅡ、及び当事業と平行して行われてきた基礎調査でベースライン調査例として検討・紹介された農村生活総合調査手法に、社会・ジェンダー分析手法を組み合わせたものである。

今回の調査で、インドネシアの基礎調査で使用された農村生活総合調査手法に社会・ジェンダー分析を組み込んだのは、調査結果の分析及びその結果をプロジェクトへどのように実用的に反映させていくか、という点で、現段階では未熟であるものの今後の可能な取り組み方の代替案を検討する際の材料を提供しうると思われたからである。2つの調査手法はそれぞれ調査する観点、焦点が異なり、よってモニター、評価の視点も違い、両方を使うことで適切な社会・ジェンダー配慮をした農村生活の向上を目的とした農村調査に必要な1セットの調査項目を構成しうる。どちらも調査対象の最小単位を世帯の老若男女としているが、前者はその目的を農村農家における暮らしぶりを把握することにあり、後者は家族の構成員の生産・再生産活動における性別、年齢別による役割、様々の資源や便益への性別、年齢別によるアクセスやコントロールの分析から、プロジェクト対象社会におけるジェンダーの現状を明らかにし、そのジェンダーが要因となるプロジェクトへの影響、プロジェクト実施の際、そのジェンダーがどのように社会的弱者や女性に影響するかを予想し、改善へと導くものである（表2参照）。

表2　ベース・ライン調査

調査項目	
農村実態調査	
世帯メンバー票（民族）	生活資源カタログ調査
非同居家族員票	家屋・屋敷周辺スケッチ
世帯の生業	基本的生活資源へのアクセス
農業生産経営調査	生活時間調査
ライフ・ヒストリー	生活農業暦調査
社会・ジェンダー分析手法	
男女別経済活動（生産・再生産活動） 男女別資源や便益へのアクセス・コントロール 男女別ニーズ プロジェクト促進・制約要因分析	

よって、今回は、養豚に関わる様々のグループを社会・ジェンダー視点から分類し、調査・分析を行い、それぞれのグループの代表しうる農家を選定し、各グループ・農家におけるジェンダーの現状（男女別役割、資源や便益へのアクセス・コントロール）を分析し、また、各農家がどのように暮らしを成り立たせているか、資源利用・土地利用状況、養豚の位置付け等をインドネシア基礎調査で紹介された農村生活総合調査手法での分析を試みた。そして、この2つの調査分析結果に基づいて、現状要因分析を試みた。すなわち、従来の社会・ジェンダー分析手法では、経済活動やプロフィール、アクセスとコントロールのプロフィールの分析結果から

ジェンダーによるインパクトやニーズ要因分析を行っているが、これに農村生活総合調査分析結果を加えて幅広くインパクトやニーズの分析を試みたものである。

調査の手順（表3）としては、養豚を営んでいる農家はどのようなグループに分類されるかを把握するために村々を訪ねて、女性グループに対してインタビューを行い、養豚の一般現状（養豚経営状況、男女の活動、グループの経験や活動等の分類）把握に努めた。この調査結果を基に、養豚に携わっている農家についてプロジェクトの受益者層の想定を表4のように試みた。そして、各グループを代表するような農家をそれぞれのグループから選定し、詳細な個別調査を行い、データを分析した。社会・ジェンダー分析手法を含んだ農村生活総合調査（表5）の結果から問題点があげられ、プロジェクトの今後の課題・検討事項として社会・ジェンダー視点からの提言（表6）を行った。

表3　H国養豚開発計画　農村生活総合／社会・ジェンダー調査の手順

調査対象	調査形態	調査項目	分析 アウトプット表
＊モデル農家 ＊小規模養豚経営零細農家（＋） ＊小規模養豚経営零細農家（－） ＊非養豚零細農家	キー・グループ調査		
	男女混合ミーティング調査	1）ジェンダー 生産活動 再生産活動 地域活動状況	活動プロフィール
		2）男女別アクセス・コントロールの状況	A／Cプロフィール
		3）男女別ニーズ： －養豚経営の目的（生産した豚をどうするか。売り上げ金は何に使ったか。） －飼養豚の種類 －不足している道具、施設、備品 －希望する養豚技術 －その他のニーズ	ニーズ・要因分析や提言のための材料
	男女別ミーティング調査	1）ジェンダー 生産活動 再生産活動 地域活動状況	活動プロフィール
		2）男女別アクセス・コントロールの状況	A／Cプロフィール
		3）男女別ニーズ： －養豚経営の目的（生産した豚をどうするか。売り上げ金は何に使ったか。） －飼養豚の種類 －不足している道具、施設、備品 －希望する養豚技術 －その他のニーズ	ニーズ・要因分析や提言のための材料
	個別世帯調査	1）家族構成、同居単位 2）ジェンダー別活動（生産、再生産、地域） 3）土地利用、資源利用（マップ） 4）資源リスト 5）農作業暦 6）一日の生活時間帯調査 7）資源・便益へのアクセスとコントロール、制約時間 8）養豚に関するニーズ、質問	－資源リスト －土地・資源利用マップ －活動プロフィール －生活時間帯調査表 －ジェンダー農作業・養豚カレンダー －その他
	分析、提言	上記の調査データの解析結果に基づき、プロジェクトへの促進・阻害要因の分析を行い提言。	ニーズ要因分析

表4　養豚プロジェクト受益者グループの想定

分類	I	II	III	IV
養豚経営規模	中・大規模経営	小規模経営	小規模経営	小規模経営
分類基準	プロジェクト・モデル農家として選定された農家。 すなわち、以下の基準を満たし、改良豚を受け入れる体制がある程度整っていると考えられる農家。 1．資金 2．施設 3．豚：20－30頭 4．インフラ：水と電気 5．養豚技術、経験 6．意欲、意識	改良豚の受け入れ体制が、適切な技術指導により整備される可能性の高い農家、グループ。 CIDAのプロジェクトにより、組織化され、豚が導入され、豚舎が建てられ、ある程度の技術の普及活動が実施され、指導に沿って飼育が行われている。 改良豚へのある程度の知識、熱意と関心が見受けられる。	改良豚の受け入れ、経営の体制の整備にあたり、多くの改善を要する農家、グループ。 CIDAのプロジェクトにより、組織化され、豚が導入され、豚舎が建てられ、ある程度の技術と普及活動が実施されたが、指導通り飼育が行われておらず、多くの改善点を要する。	改良豚の受け入れ体制が、適切な技術指導により整備される可能性のある農家。 今まで組織による養豚技術の普及活動は行われていないが、改良豚へのある程度の知識、熱意と関心が見受けられる。

表5　調査結果概略（受益者グループ比較）

分類	I	II	III	IV
養豚経営規模	中・大規模経営	小規模経営	小規模経営	小規模経営
分類基準	プロジェクト・モデル農家として選定された農家。 すなわち、以下の基準を満たし、改良豚を受け入れる体制がある程度整っていると考えられる農家。 1．資金 2．施設 3．豚：20－30 4．インフラ：水と電気 5．養豚技術、経験 6．意欲、意識	改良豚の受け入れ体制が、適切な技術指導により整備される可能性の高い農家、グループ。 CIDAのプロジェクトにより、組織化され、豚が導入され、豚舎が建てられ、ある程度の技術の普及活動が実施され、指導に沿って飼育が行われている。 改良豚へのある程度の知識熱意と関心が見受けられる。	改良豚の受け入れ、経営の体制の整備にあたり、多くの改善を要する農家、グループ。 CIDAのプロジェクトにより、組織化され、豚が導入され、豚舎が建てられ、ある程度の技術と普及活動が実施されたが、指導通り飼育が行われていず、多くの改善点を要する。	改良豚の受け入れ体制が、適切な技術指導により整備される可能性のある農家。 今まで組織による養豚技術の普及活動は行われていないが、改良豚へのある程度の知識熱意と関心が見受けられる。
飼養頭数	20－30頭	1－5頭	1－5頭	1－5頭
飼養形態	豚舎	豚舎	豚舎	野放し（囲いあり）
飼養技術の普及活動	大学の畜産科で学ぶ。	CIDAプロジェクトによる普及活動	CIDAプロジェクトによる普及	無し
普及単位	N.A.	女性グループ　＋ 男性グループへ灌漑農業技術	女性のグループ	N.A.
飼養単位	個人	個人	グループ	個人
豚の所有者	夫	妻	妻	妻
養豚担当者	夫	妻	妻	妻
作業単位	農家／男性が中心＋作業員	農家（女性を中心に）	農家（女性を中心に）	農家（女性を中心に）
インフラ：水	敷地内に水源あり。モーターで取水。	灌漑用水あり、水も豊富。	山に水源。 乾季は水量減る。	水あり。
電気	自家発電	なし	なし	なし
飼料及入手法	市販の配合飼料（ALCON） ＋作物の余剰分	作物の余剰分＋ 市販の配合飼料少々	作物の余剰分（雨期）＋基礎穀物購入（乾季）	作物の余剰分（雨期）＋基礎穀物購入（乾季）
調査対象地域	J村	N村	Z村	S村
主な収入形態	牧畜業	専業農家（2期作）	日雇、賃金労働者（農作業等）	農業（1期作）
全収入に占める割合	収入30%は養豚経営からの収益	N.A.	N.A.	N.A.
養豚の暮らしの位置付け	主な収入源。 拡張していきたいという企業的マインド。	必要時の備え。家計を支える。	収入足し、食料	必要時の備え。家計を支える。

感じられている問題	1．Alconの配合飼料は信用できない。	1．豚の繁殖率が低い。 2．餌の入手難、特に配合飼料高い。	1．餌の入手難。特に乾季は餌となる基礎穀物を購入。	1．乾季における餌の入手難。特に乾季は餌となる基礎穀物を購入。
考えられている対応策	1．将来的に養豚協会、あるいは自宅で配合飼料を生産したい。	1．将来的に改良豚を取り入れたい。	N.A.	N.A.
所感	ー養豚経営者を通して、作業員にも適切な養豚技術が移転されることが望まれる。	ー養豚に対して非常に熱意、知識、研修経験をもっている女性がいる。 ー種豚を有効利用し、リーダー的存在の女性が中心になって、村内での改良豚、養豚が開発されていく可能性高い。 ー村内での資源の有効利用を考える。	ー養豚に対する意識はまた薄い。 指示通りに飼育していない。	ー養豚に対して非常に熱意もっている。 いろいろな所から知識をえているが、養豚に関する研修へのアクセスはまだ無い。 ー村には、雄豚の種付けや分娩専門の人もいるため、将来的には村内での関係者が組織されれば、村レベルでの養豚が開発されうる。

表6　調査結果からの提言

（今回の調査結果から提言される今後の取り組み方）

1．引き続き養豚関係者層の詳細調査

今回の調査で養豚には様々の社会層が関わっていることが明らかになった。
調査時間が限られているため、今回は養豚経営農家を中心に現地調査を行った。さらにこの農家は、収入形態、養豚経営規模、養豚技術、飼育方法、それに必要なインフラ設備（水や電気、土地）、農業技術（生産性、栽培品種、餌）、養豚に関する技術研修の有無、養豚の暮らしのなかの位置づけ、形態、ニーズ、認識されている問題など様々の要因から、大まかな層に分類される。これに基づき、プロジェクトの受益者層を想定することができる。

H国における養豚に関わる様々の層
（想定される受益者層）

養豚経営農家	政府関連機関	民間セクター	プロジェクト関連
分類Ⅰ（モデル農家） 分類Ⅱ 分類Ⅲ 分類Ⅳ 養豚協会 －－－ 女性世帯主 男性世帯主 －－－ 土地所有農家 土地無し農家 日雇い農家 牧畜業農家 専業農家　etc.	天然資源省DICTA ENA	ALCON配合飼料 会社	CIDAプロジェクト 関連NGO

今回の調査では、分類Ⅰ、分類Ⅱ、分類Ⅲ、分類Ⅳ農家を調査の対象とし、特に分類Ⅱについては、小規模養豚経営農家のなかでも改良豚の可能性が一番高いと考えられるため、詳細な調査を行ったが、その他の受益者層についても、今後、引き続き詳細な調査の実施が望まれる。

これは、それぞれのグループによる社会的・自然的環境、収入形態が異なり、それにより暮らしにおける養豚の位置付け、養豚に対する意識、飼育方法、ニーズが、異なっており、それぞれの受益者層にあった養豚技術を開発し、技術の普及内容・方法、改良豚の配給の仕方もそれぞれの層に適切な方法を考えていく必要があり、そのため、受益者層別に基礎データを入手する必要があるからである。

2．統合的視点を持った養豚開発：
　農村開発・生活の向上の一部として養豚開発を位置付ける。

農村部の暮らしにおける養豚の位置づけや技術は様々の要因と密接な関連がある。よって、ただ、改良豚を配給しても、水や餌の不足、市場価格の変動、消費者の豚肉に関する食習慣などのために、適切に養豚作業が振興していかない可能性も十分にある。これらの養豚産業が振興しにくい要因を明らかにし、現状の改善を試みるような活動を統合的視点で計画していくことが鍵となると思われる。（例えば、養豚経営技術の普及活動を、生産性の向上を計った農業技術、家庭菜園、栄養・保健・衛生、水などの生活インフラなどの向上も計るような活動と合わせるなどして、養豚経営の基盤整備を行うのも一案。）

たとえば灌漑設備があり、2期作を行っているN村では、余剰作物も比較的あると考えれ、換金作物の販売の収入で配合飼料や薬品などもわずかではるあるが購入している。
だが、水が豊富にない村、1期作の農家では、人間と農産物の競合や乾季は豚の餌を購入せざるを得ないのが現状である。
これらの村に対しては、天然資源省内の他の庁、局と連携し、灌漑設備、農業技術の改善、資源の有効利用などの技術指導など、統合的視点で、農村の生活向上という視点で養豚を位置づけ、開発を考えていく。

これはまた、養豚開発振興には、ただ単に、改良豚の生産部門の強化のみならず、豚肉の加工部門、餌の生産部門、販売部門、消費部門など、H国における養豚業を成り立たせている部門を明らかにし、関連部門との連携を図り、それぞれの部門へ働きかけることで、養豚業の振興を総合的に図ることも検討の余地がある。

養豚業に関わっていると考えられる部門
（表2）

プロジェクト企画・運営部門	生産部門	加工部門	販売部門	飼料生産・販売部門	消費部門	その他、連携可能機関
SNR／DICTA 養豚開発センター	養豚農家（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ） 養豚組合	デリカテッセン	国内販売店 海外販売店	ALCON配合飼料会社 その他	レストラン スーパーマーケット その他	CIDA CURLA ENA
適正技術の開発 適正技術の普及 養豚業関連部門の連携	改良豚の生産、飼育、経営技術	加工技術	市場ルートの整備	配合飼料の良質化	安全な豚肉への信頼 食習慣	連携

3．それぞれの受益者層にあった養豚技術、普及内容・方法、改良豚の配給の開発

1）正しい養豚経営方法、改良豚の飼育方法、豚舎の建て方などのマニュアル的教材の開発

ほとんどの養豚経営者が、養豚に関するきちんと整理された情報／知識を要望していた。
分娩から種付けを経て次の分娩までを1サイクルとして、年間に2サイクル行われるのが通常であるが、小規模経営農家のなかには飼養管理が比較的よくできていても、年間に分娩が1サイクルと繁殖率は低い。また、通常は、1度の分娩で、9匹以上の子豚の分娩が行われるのに対し、4匹（うち2匹は死産）と分娩率も低くなっている。これは、妊娠中の駆虫剤とビタミン剤の使用に関する説明を混同したためとあとでわかった。

例：ある女性は、妊娠中の豚には駆虫はよくないというのを、ビタミン剤と混同し、これまではビタミン剤を投与していたものの、今回は意図的に投与しなかった。その結果、今回4匹生まれたうち、2頭が死産であり、彼女は自分の聞いた情報は間違っていたのではないかと疑っている。（以前の出産では、9頭生まれ、全部元気であった。）

また、豚舎建設に関しても、なるべく受益者層にとって入手可能な材料を使ってできる豚舎の作り方のマニュアルを作る。ちなみに、養豚経営の拡張や豚舎建設の際に自分たちが調達の可能なもの（木材、砂、労働力）、入手困難なもの（セメント、釘、屋根）をあげてもらった。

2）字の読み書きのできない小規模農家への配慮

養豚に関わっている小規模農家の農民層のほとんどが小学校を卒業しておらず、読み書きや足算・引き算も十分にできない。このようなグループに対してのガイドブックやマニュアルは、説明文を簡単に、絵や図をふんだんに取り入れたり、実地指導や、ラジオなどのメディアを利用するなどして、適切な技術の普及を図る（その際、描かれている図や絵が、彼等の生活状況にあったものであること）。

3）意識啓蒙活動

専業農家は、賃金労働者層よりも比較的、「生き物を育てる心」があり、それが養豚経営にも反映されているようだ。これに対し、賃金農業労働者に対しては、メンタリティの改革を計る必要があるかもしれない。

4）活動の計画、実施、評価への受益層の参加

プロジェクト・チームが活動を計画し、受益層をトップ・ダウン式に参加させて実施していくのではなく、まず、様々の受益層の今までの経験で培われてきた知識（Local knowledge）をこちら側が学ぶといった姿勢が、相互の信頼関係の基盤となる。
また、活動計画の策定や評価を一緒に行い、農民グループの意見や要望を尊重し、適切なアドバイスを行うことで、改良豚の生産や飼育の技術のみならず、これらの技術を使って、養豚を経営（活動の計画、評価、修正など）していく技術の移転も行われる必要がある。たとえば、マニュアルやガイドブックを作る時点で、養豚に関わっている女性らにも参加してもらい、彼女たちのわかりやすいものを作成していく。こうすることで、養豚プロジェクトが外から押しつけられたものではなく、自分たちが作っているものであるという認識が生まれ、プロジェクトに対する責任感や自主性が培われていくことが予想される。受益者の主体性、自主性や責任感の育成は、プロジェクト活動の持続の鍵となり、いかなる開発計画にも不可欠の要素であると考えれる。

5）女性グループへの普及活動

養豚経営、改良豚の飼育技術に関する研修・訓練を望んでいる声が今回訪問した女性たちからも多く聞かれた。また、女性が養豚を行っている小規模農家への改良豚の普及を計る際に女性への普及活動は不可欠であるが、女性の普及員や技術者による指導を求む声が聞かれた。これは同性のほうが話しやすく、心を開いて、様々の生活上の問題について相談できるからとの理由である。

また、養豚に携わっている零細農家の女性たちは、家族の食料の確保・健康管理・福祉など、生産活動、再生産活動に費やされる時間が多く、これまで以上に豚の飼育に手間がかかったり、技術が複雑化すると、女性側の労働負担がますます増えることになる。ゆえに、今までの女性にあてられた仕事の労働負担が減るような方策を計ったり、改良豚の育成が負担にならないような技術を開発していくことが望まれる。また、普及活動や研修についても、家をあけることが容易でないグループに対しては、センターなどでの研修よりも現地指導を行ったり、また、訪問時間・活動時間についても、午前中は家事や屋敷内の作物栽培、家畜の世話などにあてられ忙しいため、比較的余裕のある午後に行うなどの配慮が望まれる。

女性が養豚を行うことを目的とした女性グループを組織化し活動することに対して大抵の農家では一部を除き夫の理解が得られている。これは、農村総合開発の活動に活動内容は異なるが男性や女性の両方が直接的受益層に含まれているため、女性の地位向上を目指したWIDプロジェクト（WID-specific project）に見られるような摩擦や反対はなかった。

ただ、今回訪問したグループには、養豚経営をグループで行っている組織化されたグループと、技術の普及などについては女性に集まってもらいグループで行うが飼育・経営は個人で行っている組織化されていないグループとがあった。前者の方法では、能力や動機、興味に大きく個人差がある場合、一部の人に負担がかかったり、個人の持つ責任感が薄れ、結局失敗する例もあるので、プロジェクトの持続性を考えた場合、各戸の農家が責任をもって養豚経営を行えるように後者の方法（普及などは集団指導、投薬、給餌、ワクチンの接種やその他の豚の飼育は個人レベルで行う）で、普及活動を考えていったほうが望ましい。

4．飼料確保について

農家から、養豚経営の際の問題・困難な点として、飼料のことがあげられた。

中規模経営農家では、配合飼料を業者から購入しているが、その品質を疑っており、良質な配合飼料の入手を望んでいる（養豚開発センターが配合飼料の生産を行い購入するか、養豚経営を行っている農家により養豚組合を組織し、そこで配合飼料の生産を行う等）。

小規模経営農家は量的な問題を抱えており、特に基礎穀物がほとんど栽培できない乾季には、とうもろこしなどの豚の餌を購入せざるを得ない状況にある農家もある。これらの農村地域では、負担にならないような規模の灌漑用水の整備を計り２期作栽培技術を導入するか、生産性向上のための適切な農業技術の導入や、現在栽培している作物の有効利用を考え（豆・キャッサバ・葱・キャベツ・バナナの葉、若いとうもろこしの芯など）、現地で入手可能な天然資源を利用して栄養バランスのとれた豚ダイエットメニューを作る。

5．資源の有効利用

農業産品の生産性の低い農家、水不足のために土地が有効に利用されていない農家が見受けられた。また、豚や鶏等の家畜の堆肥もほとんど利用されていない。この堆肥の有効利用には、とても関心があるように見受けられたが、堆肥の技術を指導し、農業生産の向上をはかり、豚と人間の食料の競合を防ぐ。

6．種豚のグループによる共有

CIDAのプロジェクト対象地域では、各農家に雄１匹、雌１匹と配給されており、雄の利用頻度から見て効率が悪い。各グループに種豚１匹を配布し、共有する形をとれば、コスト節減になる（餌の入手や飼育にかかる時間・費用）。

7．普及員を指導するカウンター・パートの配置（H国側）

8．関連機関・団体間での役割分担の明確化
H国における養豚振興の全体像を作り、関連省庁・団体機関（JICA、H国天然資源省、CIDAその他）の分担の仕分けを行う。

9．流通システムの確立／市場の改善

養豚センターの改良豚に付加価値（品質・価格・数量）をつけ、差別化商品を作る。

2．巡回指導・中間評価例とモニタリング・評価における社会・ジェンダー視点の組み込みの試み

1）今回の中間評価方法

今回の中間評価の目的は、「プロジェクトの活動実績を調査し、進捗及び問題点を明確に把握し、今後の活動内容・到達目標を明確化する。これら調査結果を踏まえ、さらに円滑な活動に資する助言・提言を行う」ことであった。

評価は、合意議事録（R／D）[注2]と暫定詳細実施計画（TDIP）に基づき、プロジェクトに属する関係者（専門家、カウンターパート、その他の実施機関担当者、CIDAプロジェクト担当者）等とのインタビューや討議、モデル農家やその他の小規模・中規模養豚経営農家の訪問、豚舎視察、周辺状況観察、そしてその他のプロジェクト関連文献を参考に、(1)プロジェクトの投入実績、(2)プロジェクトの活動について、行われた。

中間評価基準項目（表7参照）については、JICA企画部評価監理課では、DACの評価基準5項目のうち、実施効率性（Efficiency：結果の達成度）、目標達成度（Effectiveness：プロジェクト目標達成度）、妥当性（Rationale：プロジェクトの方向性と妥当性）の3項目の評価[注3]を提言しているが、今回の巡回指導調査団による中間評価はこのうち実施効率性[注4]（必要な資源の投入によって得られる効果の程度）と効果[注5]（評価時におけるプロジェクト目標の達成度の評価）に絞って行われた。

表7　JICA内で推進している中間評価の観点

評価項目	目標達成	効果	実施の効率性（計画性）	実施の効率性（妥当性）	自立発展性
評価の観点	評価時点おける「成果」の達成状況を把握し、「プロジェクト目標」達成の見込みを中心に。	（特に見る必要がないが、既に何らかの効果が認められた場合は評価結果に含む）	評価時点において達成されている成果に対して投入の計画性・タイミング等	評価時点においてもプロジェクトの計画内容が妥当であるか。	評価時点において、自立発展に必要な要素を見極めつつ、自立発展の見通しを中心に。

「モニタリング・評価業務の手引書（案）プロジェクト方式技術協力編」（平成5年9月）より（■は、特に中間評価で中心となる評価項目）

注2：Record of Discussion の略語である。

注3：企画部評価管理課「JICAモニタリング評価の概要」の定義による。

注4：国際開発ジャーナル出版「小規模社会開発プロジェクト評価」(p.11) の定義による。

注5：同上

2．巡回指導・中間評価例とモニタリング・評価における社会・ジェンダー視点の組み込みの試み

1）今回の中間評価方法

今回の中間評価の目的は、「プロジェクトの活動実績を調査し、進捗及び問題点を明確に把握し、今後の活動内容・到達目標を明確化する。これら調査結果を踏まえ、さらに円滑な活動に資する助言・提言を行う」ことであった。

評価は、合意議事録（R／D）[注2]と暫定詳細実施計画（TDIP）に基づき、プロジェクトに属する関係者（専門家、カウンターパート、その他の実施機関担当者、CIDAプロジェクト担当者）等とのインタビューや討議、モデル農家やその他の小規模・中規模養豚経営農家の訪問、豚舎視察、周辺状況観察、そしてその他のプロジェクト関連文献を参考に、(1)プロジェクトの投入実績、(2)プロジェクトの活動について、行われた。

中間評価基準項目（表7参照）については、JICA企画部評価監理課では、DACの評価基準5項目のうち、実施効率性（Efficiency：結果の達成度）、目標達成度（Effectiveness：プロジェクト目標達成度）、妥当性（Rationale：プロジェクトの方向性と妥当性）の3項目の評価[注3]を提言しているが、今回の巡回指導調査団による中間評価はこのうち実施効率性[注4]（必要な資源の投入によって得られる効果の程度）と効果[注5]（評価時におけるプロジェクト目標の達成度の評価）に絞って行われた。

表7　JICA内で推進している中間評価の観点

評価項目	目標達成	効果	実施の効率性	妥当の妥当性	自立発展性
評価の観点	評価時点における「成果」の達成状況を把握し、「プロジェクト目標」達成の見込みを中心に。	（特に見る必要がないが、既に何らかの効果が認められた場合は評価結果に含む）	評価時点において達成されている成果に対して投入の計画性・タイミング等	評価時点においてもプロジェクトの計画内容が妥当であるか。	評価時点において、自立発展に必要な要素を見極めつつ、自立発展の見通しを中心に。

「モニタリング・評価業務の手引書（案）プロジェクト方式技術協力編」（平成5年9月）より（[illegible]は、特に中間評価で中心となる評価項目）

注2：Record of Discussion の略語である。

注3：企画部評価管理課「JICAモニタリング評価の概要」の定義による。

注4：国際開発ジャーナル出版「小規模社会開発プロジェクト評価」(p.11) の定義による。

注5：同上

今回の巡回指導調査で実際に試みた中間評価方法をまとめると表8のようになる。報告書では、「目標達成度」を評価項目としてあげているが、実質は実施効率性の評価であった。このように、評価の基準項目についての定義や概念が一定でなく、また、評価方法についても定式化されておらず、事業団内及び関係者により案件ごとにまた調査団ごとに異なった方法で評価されやすい傾向にあるのでは、という危惧を感じた。そこで、何をどのように評価するかについて、団内での見解の一致を得るために、表9に表された中間評価のフレーム表を作成し、それぞれの項目の定義付けをした。詳細実施計画案に記載された活動内容、目標では、評価の指標となりにくいため、指標になりうるようにプロジェクト側がもっと詳細に書き直し、中間評価フレーム表の「課題」、「活動」、「活動目標」を記載した。次にプロジェクト側との協議を通して、期待される活動の成果に対しそれぞれどの程度の成果が得られたのかを「活動成果」の項目に、成果がうまくいった理由やいかなかったその要因を分析した結果を「評価（進捗状況）」の項目に落とし、左記の問題を次期の活動計画にどのように改善し取り組んでいくべきかについての提言を「改善策・提言」としてまとめた。

表8　H国養豚開発計画プロジェクト
巡回指導・中間評価
（今回実際に行った評価方法のまとめ）

WHY	WHO	WHAT	WHEN	WHERE	HOW
何の為に評価するのか	誰が評価するのか	何を評価するのか	いつ評価するのか	どこで評価するのか	どのように評価するのか
プロジェクトの進捗状況・問題点を把握し、プロジェクトの改善を図る。	内部・外部評価 ＊プロジェクト実施者（派遣専門家、カウンターパート） ＊巡回指導調査団（案件担当者、分野担当者）	＊実施効率性 ＊効果	中間段階の中間評価	プロジェクト実施の拠点であるENAの養豚センターを中心に、改良豚配布先の農家等、プロジェクト実施・周辺地域	関係者（専門家、カウンターパート、モデル農家、配給対象農家）に対する調査 文献調査 視察（センターやモデル農家、配布農家の豚舎や周辺）

「小規模社会開発プロジェクト評価」(国際開発ジャーナル出版「表2：プロジェクト評価とは」を参考にした。

表9　巡回指導調査で利用された中間評価のフレーム

課題	活動	活動目標	活動成果	評価（進捗状況）	改善策・提言
詳細実施計画案の項目内の大項目を記載	詳細実施計画案の項目内の中・小項目を記載	詳細実施計画案の活動内容をもっと具体的にしたもの	左記の活動成果の実施状況	目標達成がよく行われた要素や達成を拒んだ要因を分析	左記の問題の是正・改善案を今後の活動計画にどのように反映させていくかを提言
詳細実施計画案を基に			中間評価対象	中間評価対象	中間評価対象

2）モニタリング・評価における社会・ジェンダー視点の組み込みの試み

計画段階で社会・ジェンダー視点が組み込まれていなかったため、詳細実施計画やPDM／ロジカル・フレームワークに具体的な社会・ジェンダー配慮、WID配慮がされておらず、直接計画されたWID活動や、どの程度、活動に社会・ジェンダー配慮をしているか、の評価指標もない。そのため、今回の中間評価では、活動を実施していった際に、どの程度、活動（特に配慮の必要と思われる「実態調査」と「技術研修」の分野）に社会・ジェンダー配慮をしたのか、どのような配慮が必要であるのか、という視点から評価し、提言を行った。例えば、研修や普及実施状況については、参加者のデータを男女別に出してもらい今後の検討材料とした。

中間評価報告書は、1．目標達成度、2．活動実績及び目標達成度、3．プロジェクトの効果という主に3つの観点でまとめられており、「1．目標達成度」の項目では、「上位目標との整合性」と、プロジェクトの投入実績とプロジェクトの活動状況から「プロジェクト目標の達成状況」について評価されまとめられている。「2．活動実績及び目標達成度」については、それぞれの活動項目及び期待される活動成果に照らし合わせ、どの程度活動が達成されているか、の観点からまとめられている。「3．プロジェクトの効果」については、プロジェクトが1．技術的に、2．制度的に、3．経済的に、4．社会・文化的に、5．環境的にどのようなインパクトを与えているか、もしくは与えうるか、これらの観点からどのような課題をプロジェクトは持っているかがまとめられている。そして、プロジェクトの活動が改善され、養豚が振興されるべく「プロジェクト活動に適切な社会・ジェンダー配慮を行うこと」を提言している。

PDM／ロジカルフレームワークについては、現地の専門家が後追いの形で作成したが、活動と成果のつながりの整合性がとれていない所もあり、また、今回派遣された調査団も専門家も評価におけるPDMマトリックスの使い方が理解されていないこともあり、今回の中間評価では利用されなかった[注6]。

しかし、理想的なのは、社会・ジェンダー分析を含んだ農村実態調査の結果を踏まえて、PDM／ロジカル・フレームワーク作成の際に社会・ジェンダーもしくはWID配慮を具体的な形に落としていくことである。その試みについてはこの章の「3．今後のモニタリング・評価方

法の代替案」の節で検討する。

3）検討課題

(1) 社会・ジェンダーの観点から

当プロジェクトも今回の報告書でとりあげらげられている他の2つのプロジェクトと同様、計画段階でジェンダー視点が組み込まれておらず、実施中に、大目標及びプロジェクト目標が効率的に効果的に達成されるためには活動レベルでのWID配慮が重要であることが認識された。この調査結果や提言を踏まえて、PDMや詳細実施計画案を修正、もしくは提言された社会・ジェンダー配慮を具体的な形で活動や投入に落としていく作業が必要となってくる。

今回は、5つの協力分野のうち関連のある2つの分野（「養豚経営実態把握のための現状調査の実施」と「技術移転」）において、社会・ジェンダー視点からの評価を試みた。つまり、ある一定の受益者層（例：男性グループや中・大規模養豚経営農家等）のみをプロジェクトがターゲットしてはいないか、改良豚の配給対象者としてある程度のケアのできる中規模経営農家を選定するにしても、将来的なこと（すなわち大目標である「H国における養豚振興」）を考慮し、現在小規模に養豚を経営している農家が中規模に経営できるレベルになるように、もしくは今は庭先で豚を飼っている程度の農家が小さくても豚小屋をもち、十分とはいえなくても必要なケアができるレベルになるように、プロジェクトで現在どのような活動をしていくべきか、小規模に経営している農家では女性が主に養豚に携わっているが、そのような女性層への効果的な活動方法にはどのようなものがあるか、をもう一度考えるという点からの評価である。ただし、ここで、試みといったのは、まだ、JICA事業において社会・ジェンダー視点からのモニタリング・評価を行うということはどういうことなのか、どのようにすればよいのか（すなわち、プロジェクトにジェンダー配慮をすることの意味や方法）についての標準化された方法がなく、個人的に主観的に恣意的な試みにとどまるものだからである。

(2) 住民や受益者によるモニタリング・評価と持続可能な開発

計画された研修活動のうちいくつの研修が実施されたか、等の量的評価については、納得いくものの、質的評価、つまりその活動がどの程度プロジェクト目標達成、自立発展性、また、直接的・間接的受益者（もしくはプロジェクト活動を実施し、プロジェクト終了後も社会発展のための持続的に活動を行っていくアクター）に効果があったか、どの程度内在的な効果があったのかの評価については、諸処の要因から客観的ではなく主観的なものになりがちであったと言わざるを得ない。すなわち、指標に表されているような数値的な

注6：今回のこの検討事業で応用するため、新たなPDM（Project Design Matrix）作成を橋本専門員と試みた

評価はできても、どの程度技術が住民へ普及したのか、どの程度カウンターパートへの移転された技術は内在化されたのか、についての評価は難しい。この諸処の要因というのは、一連のモニター活動の実施には時間がかかるものにも関わらず、適切な（すなわち、その国の社会・文化や様々のグループの学歴、理解力にあった）モニター手法の開発、その指導、モニター活動、発表、とりまとめ、次回の計画への反映というようなモニターを行っていく際に必要な一連の活動、それに要する人員が計画に含まれていないこと、データー不足、評価するのに必要なデーターの入手にかかる時間不足、等である。

さらに、評価がプロジェクト・サイトにいる専門家、カウンターパートと調査団員の中で行われ、その結果を首都にいる諮問委員会へ報告といった形をとり、実際に研修や指導を受けた住民や学生からの意見やニーズや、受益者自身が移転された養豚技術や知識をそれぞれの養豚経営にどう活かしているのか、それをどう把握しているのか、についての受益者による言及は外されたため、普及対象者、受益者へのプロジェクト側からのフィードバックが行われていない。言い換えれば、普及対象者やその他の受益者が自分達の養豚経営をモニタリング・評価ができるようになり、かつ、それ（すなわち、養豚技術がいかに改善されたかだけでなく、彼らがどうそれを把握しているのか）をプロジェクト側が把握しフィードバックし、1ステップづつ目標を受益者と検討し支援することで、徐々に受益者である一般住民の自立発展性が培われていくのではないか。 例えば、今回の巡回指導調査中に、前回農村実態調査を行った村を視察したのだが、ある女性が養豚を行っている世帯では種付けがうまく行われており、妊娠中のケアについても昨年の様なビタミン剤投と駆虫薬の投与とを混乱せず、又、豚への栄養改善の研修で紹介されたサツマイモ等を自分の畑で栽培し、豚の妊娠中の栄養も改善され、9頭の子が産まれ、とても喜んでいたが、栄養不良が雌豚の発情に悪影響し、うまく種付けが行われず、しかもその原因が当人にはわかない、今後どうすれば事態が改善するのかわからない女性が養豚経営をしている農家もあった。普及しっ放し、研修・訓練しっ放しでは真のプロジェクトの効果は評価されにくい。しかし、全ての効果をプロジェクトがモニターすることは不可能でもある。協力終了後もプロジェクトの活動及びその効果が継続されるには、普及対象者、技術の移転された受益者層によるモニターは不可欠なのではないか。

どのように参加型でモニターを行っていくかについては、持続可能な開発を目指したプロジェクトにとっての今後の課題となろう。

(3) 社会・ジェンダー視点を組み込んだモニタリング・評価に向けての今後の検討課題

プロジェクト目標の効果的達成、プロジェクトの持続のために効果的であり不可欠と考えられている適切なWIDもしくは社会・ジェンダー配慮の観点からのモニタリング、評価に向けて、今後、以下の課題事項が検討されるべきであろう。

① モニタリング・評価のための農村実態調査のあり方

インドネシアでの基礎調査で紹介されたベースライン調査手法と社会・ジェンダー分

析手法を組み合わせたものをどのようにプロジェクトの形成、計画、実施、評価に活用していけるか。

② PDM（ロジカル・フレームワーク）マトリックスの充実と社会・ジェンダー視点の組み込み

③ PDM（ロジカル・フレームワーク）マトリックスと詳細計画案フレームの整合性

④ 持続可能な開発のための自主的参加型モニタリング・評価手法
（それぞれのプロジェクト参加者が各々の活動をモニター、評価していける手法の開発）

⑤ モニタリング、評価結果を基にしたフィードバック体制

⑥ その他事業で検討された課題、事項
質的評価、JICA事業におけるモニタリング・評価手法の標準化、JICA内における普及

PCM手法を使っての参加者分析、問題分析、目的分析、プロジェクト活動の設定、受益者のターゲッティングに適切なジェンダー視点が組み込まれないと、モニタリング・評価の基準となるPDMからもジェンダー視点が落ちることとなり、ジェンダー視点での適切なプロジェクトのモニタリング・評価がしにくくなる。

よって、PCM及びPDM作成するにあたり、事前にベースライン調査や社会・ジェンダー調査を行い、PCM作成にあたり適切なジェンダー配慮が行えるよう、必要な情報を収集しておくのが望ましいのではないか。特に参加者分析は詳細に行い、受益者層の多様性を明らかにし、問題分析、目的分析をする際にこれらの調査結果を反映させ、プロジェクトのターゲットを明確にし、適切なジェンダー視点を組み込んでPDMを作成するのが理想である。

モニタリング・評価では、プロジェクト実施により引き起こされる変化がモニタリングされ、評価される。その基準として、JICAではロジカル・フレームワーク（PDM）を導入し、これによりDACにより決められた5項目（すなわち、目標達成度、効率性、妥当性、自立発展性、効果）を基準として評価の試みが始まっている。

PCM手法を計画段階で取り入れ、PDMを作成し、計画に反映させる試みが近年行われてきているが、現在進行中のプロジェクトに後追いの形でPDMを作成せざるを得ない場合も少なくない。充実したPDMマトリックスなしではプロジェクトのモニタリング・評価は難しい。適切なモニタリング・評価には、PCM／PDMの充実が望まれる。

今回のH国養豚開発計画プロジェクトにおける巡回指導・中間評価において、PDM（ロジカル・フレームワーク）マトリックスと詳細計画案フレームが整合してないため、評価の際に不都合が生じた。PDMにおける項目（大目標、プロジェクト目標、活動成果、活動）と計画打ち合せ調査で作成され今後のモニタリング・評価基準となる詳細実施計画の項目（項目、活動内容、達成目標）が一致していないため混乱が生じたのである。実施中のプロジェクトに後追いの形でPDMすなわちログフレームを作成した際には、詳細計画案の再編

が必要ではないであろうか。これはすなわち、現在使用されている詳細計画案のフレームをログフレームの形によりあったものへの修正の必要につながる。PDM（ロジカル・フレームワーク）マトリックスと詳細計画案フレームの整合化が望まれる。

すなわち、形成・発掘段階で社会・ジェンダー視点を入れてのベースライン調査を行い、PCMを実施し、PDMを作成し、投入部分にベースライン調査で提言された社会・ジェンダー配慮を入れて詳細実施計画を策定することが今後のジェンダー視点の入ったモニタリング・評価につながるが、このような例はJICA内ではまだ少なく、進行中のプロジェクトに後追いの形でジェンダー視点を組み込んでいく方法や、ジェンダー視点からモニタリングや評価を行う方法についても検討していく必要がある。

プロジェクト協力終了後も活動が実施され、持続的な開発が行われるには、受益者住民が自らの活動をモニタリング・評価でき、適宜フィードバックされるのが望ましい。そのためにもプロジェクト協力中に住民やその他関係者がモニタリング・評価を行っていけるような適切な手法を検討し、普及を行う活動も計画する必要がある。住民参加型のモニタリング・評価手法の開発に向けての検討も必要である。

企画部評価監理課で定めているモニター・評価手法はまだJICA内に広く浸透しておらず、今回の中間評価のように評価項目の定義や概念が一定でないため混乱を招く傾向にある。この検討事業で試みたようにモニタリング・評価手法の標準化を進めていくとともに、評価監理課で進めているモニタリング・評価方法を研修・セミナーを通してJICA内において普及を今後も進めていく必要がある。

3．提案：今後のモニタリング・評価における社会・ジェンダー視点の導入の可能性
――モニタリング・評価観点からの理想的なプロジェクト・サイクルの流れ――

以上、養豚開発プロジェクトの事例に加えて、社会・ジェンダー視点からの適切なモニタリングや評価手法についてこれまでなされてきたいくつかの試みも含め教訓や課題を簡単にまとめたが、モニタリング・評価方法の可能性に向けての代替案を今後の取り組み検討材料として提供したい。

この案は、「社会ジェンダー視点入れたモニタリング・評価のためのプロジェクトサイクルの流れ」の案1（表10）と案2（表11）の中に示されている。これは農業分野におけるプロジェクト方式技術協力の案件を想定したもので、案1は「社会・ジェンダー視点を組み込んで立案されるプロジェクト」の場合、案2は「プロジェクト実施中に社会・ジェンダー視点を組み込んでいくプロジェクト」の場合を想定した。

この2つを想定したのは、理想的なプロジェクトの姿は、案件・発掘・形成の段階から社会・ジェンダー視点を組み込み、計画段階で適切な社会・ジェンダー配慮をした活動計画を策定し、プロジェクト実施中は、それぞれの関係者（住民、カウンター・パート、専門家、本部におけ

る案件の担当者、その他連携協力関係者）各々に与えられた課題や目標達成状況について、モニターや評価を行い、その結果に基づいてフィードバックを行い活動やその他の投入を修正していくことだが、社会・ジェンダー配慮の重要性について論じられるようになったのはつい最近であるため、多くの場合は実施中のプロジェクトにWIDの短期専門家派遣を通して、後追いの形で視点を組み込んでいかざるを得ない場合が多く、社会・ジェンダー視点の組み込み方が２つの場合で異なるからである。よって、前者の場合を例１とし、後者の場合を例２と分けて検討した。

この表で表そうと試みたコンセプトは、社会・ジェンダー視点からの適切なモニタリングや評価手法の形成を試みこれらのことを論じるには、「形成・発掘」、「計画」、「実施」、「評価」という一連のプロジェクトのサイクルの流れの中で論じる必要があるということだ。その流れのなかで、社会・ジェンダー視点のプロジェクトへの組み込み、そのためのベースライン調査、PDMの応用、詳細実施計画の策定、モニタリング、評価をどの時点で実施するのか、幅広い受益者へのより大きな裨益効果のためにはどのような社会・ジェンダー視点からプロジェクトのモニタリング・評価を行うべきかについての検討を試みた。

例１）社会・ジェンダー視点を組み込んで立案されるプロジェクトの場合（表10）

これが理想的な流れとなる。形成・発掘段階で、ベースライン調査を実施する。調査項目としては、JICA農林水産開発調査部による「農村生活改善のための女性の技術向上基礎調査（インドネシア）」の報告書で紹介されている農村生活総合調査並びにハーバード分析手法から派生した分析手法でJICA国際協力総合研修所発行による「社会・ジェンダー分析手法マニュアル」で紹介された分析手法の両者を総合勘案したものが考えられる。

調査の団員構成については、従来の事前調査又は長期調査においては、１名の団員しか派遣されない場合が多いが、基礎調査のように男女からなる複数の団員構成が好ましい。調査期間については、案件の内容やカバーする地域の大きさにもよるが、３カ月の期間があれば効果的な調査が可能となろう。

次の段階でPCMを導入し、上記の調査結果を踏まえて多様な参加者を認識し、充実した参加者分析、問題分析、目的分析を行う。このように社会・ジェンダー視点をPCMに組み込むことで、女性や社会的弱者の視点を問題・目的分析に含み、プロジェクトの選定を行い、受益者をターゲットし、WID案件もしくは社会・ジェンダー配慮案件を形成することができる。

プロジェクト選定後、PDMマトリックスの作成にあたる。その折りに、適切な社会・ジェンダー配慮を行い、上位目標、プロジェクト目標達成に必要なWID、ジェンダーにかかる活動の策定を行う。マトリックス作成は、往々にして１名で作成され、調査やPCMで提言されたことが活動項目や期待される成果に反映されにくいことがある。そのため、WID担当者がスクリーニングを行い、適切な社会・ジェンダー配慮に必要なプロジェクトの活動項目及び期

待される成果を組み込む。これは、以後のモニタリング、評価の評価項目となるので重要な作業である。

上記のマトリックスに基づきPDMと整合した詳細実施計画案を策定する。詳細実施計画表（代替案）には、PDMの各項目を表のそれぞれの項目に落とし、実施期間、担当者・機関、その他の投入内容と分担を明確にする。プロジェクトの持続性に鑑み、住民参加型のモニタリング・評価を行う場合は、活動項目に、「適切なモニタリング・評価手法の開発」、「モニタリング・評価手法の研修・普及」、「モニタリングの実施」、「結果のとりまとめ」、「次期活動計画の反映、修正」等のモニタリング・評価にかかる一連の活動項目を含み策定することが望ましい。

プロジェクト実施中にモニタリング・中間評価が行われるが、専門家やカウンター・パートのみならず普及員や普及対象である受益者住民（含農村女性）がそれぞれの立場で課題・活動のモニターを行い、そのモニター結果を集計し、フィードバックするのが望ましい。

中間評価では、上記のモニタリング結果やその他の報告書、関係者との協議や視察を通して、目標達成度、実施の効率性、計画の妥当性の観点から評価を行う。計画段階で社会・ジェンダー配慮され具体的な形に落とされた成果の達成度、その配慮がどの程度プロジェクト目標に寄与したか、投入がどの程度の成果を生み出したか等、具体的な社会・ジェンダー配慮活動がどの程度なされたかだけでなく、どの程度目標達成に効果的であったか、の観点からも評価し、課題、改善点を明確にし、次期の計画策定に反映させる。必要に応じてPDM及び詳細実施計画案を修正することが望ましい。

プロジェクト協力終了後に、再度ベースライン調査を実施し、変化した農村社会生活やジェンダーのデータを収集するのが好ましい。これは、プロジェクトがどの程度社会開発に効果があったのか、対象社会のジェンダーとの変化を及ぼしたのか、の評価のためのデータとなる。

終了案件を対象にした評価は事後評価[注7]と呼ばれているが、5年から10年程たってから、再度ベースライン調査を実施し、協力終了後もプロジェクトがどの程度継続されているか、住民に普及された技術は活用されているかに加え、対象社会にはどのような変化（農村生活やジェンダー等）が及ぼされたのか、等の視点から評価を行う。

例2）プロジェクト実施中に社会・ジェンダー視点を組み込んでいくプロジェクト（表11）

プロジェクト形成・発掘・計画策定の段階で社会・ジェンダー調査が行われていない案件については、プロジェクト実施中でも社会・ジェンダー視点を入れた農村実態調査を行い、その結果に基づき現在あるロジカル・フレームワークにおけるプロジェクト概要及び指標を見直し、具体的な形に落としていく。PCMを導入してからPDMを作成するのが望ましいが、無理な場合には、ベースライン調査結果を基に既存のPDMや詳細実施計画案に具体的な社会・ジェンダー配慮案の項目に落としていくとわかりやすいであろう。モニタリング・中間評価では、この修正・追加された活動、投入が行われているかを評価（どの程度具体的な社会・ジェンダー

配慮が行われたか）していくとともに、どの程度効果的であり、妥当であったかについても議論されなければならない。

プロジェクト協力終了後の評価ついては、例１の流れと同じである。

H国養豚開発プロジェクトはまさにこの例である。プロジェクト・サイクルの流れで見ていくと、プロジェクト実施中に社会・ジェンダー調査を含んだベースライン調査を実施した。PCMは行なわなかったが、簡単な目的分析を試みた（表12）。調査結果を基に、既存のPDM（派遣専門家による作成）にジェンダー項目を追加し、既に計画された活動にどのような社会・ジェンダー配慮が好ましいのか提示した（表13）。尚、PDMの項目を再度認識するために、表14も添付する。PDMを基に、H国養豚開発プロジェクトにおいて、望ましい評価基準の明確化を行い表15に表現した。評価をするのに何故PDMが重要なのか、その関連性については表16を参照されたい。なお、H国養豚開発計画の評価がガイドラインに基づく調査事項及び調査対象者については評価グリッド（表17）を参照されたい。

注７：通常、プロジェクト協力終了後３年から５年たって行う。国別評価はある程度案件数が整うまで待つため、10年たってから行われることもある。

表10　社会・ジェンダー視点を入れた　モニタリング・評価のための プロジェクト・サイクルの流れ（案1）
（農業分野におけるプロジェクト方式技術協力の案件を想定）

段階	評価	実施事項	図表、イメージ	事業形態例
形成・発掘		ベースラインの調査		
		「農村生活改善のための女性の技術向上基礎調査（インドネシア）」報告書で紹介された農村生活総合調査項目に社会・ジェンダー分析項目を加えた調査の実施。	調査項目 農村実態調査 社会・ジェンダー分析手法	基礎調査 事前調査 長期調査
		PCMの実施		
		ベースライン調査結果を踏まえて少数民族、貧困層、農村女性等の社会的弱者の視点に立って参加し、分析（参加者分析、問題分析、目的分析）を行う。	PCM／目的分析（例） 上位目標 プロジェクト目標 成果 投入 参加者分析 問題分析 目的分析 社会・ジェンダー視点 C/P プロジェクトの選択	事前調査 長期調査
計画		PDM／プロジェクト・デザイン	マトリックス作成	
		開発目標達成のためにはどのような社会／ジェンダー視点を組み込めばより効果的であるか、の視点から、活動・成果・指標・投入項目に、具体的に落としていく。 指標は今後の達成度の評価基準となるため、社会・ジェンダー視点をいれることが重要	プロジェクトの要約 指標 指標データ入手手段 外部条件 上位目標 WHY / HOW / WHERE / WHAT プロジェクト目標 WHAT / HOW / WHERE / WHAT 成果 WHAT / HOW / WHERE / WHAT 活動 HOW / 投入 WHAT / 投入 WHAT / WHAT	事前調査 長期調査
		詳細実施計画案策定		
		上記のPDMのそれぞれの項目を右記の表の項目に落とし、実施期間、担当者・機関、その他の投入内容と分担を明確にする。 尚、プロジェクトの持続性に鑑み、住民参加形のモニタリング・評価を行う場合は、活動項目に関連活動（適切なモニタリング・評価手法の開発、手法の研修・普及、実施、結果のとりまとめ、フィードバック等）を含み策定。	詳細実施計画表代替案 プロジェクト名 上位目標 プロジェクト目標 期待される成果・成果 指標 活動 実施期間 必要な資機材 必要な経費	計画打合せ調査

プロジェクト実施

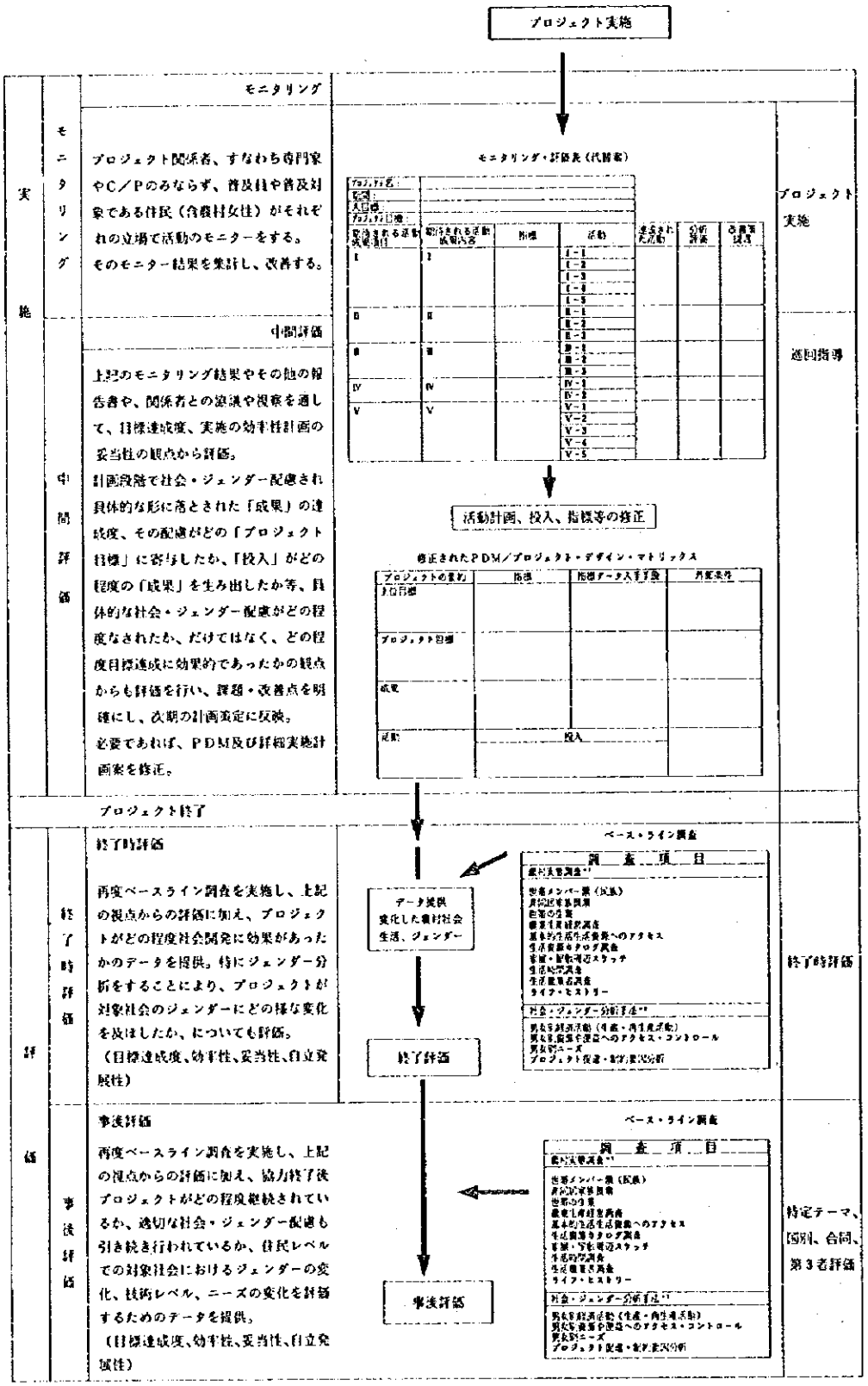
プロジェクト実施
実施
モニタリング
モニタリング
プロジェクト関係者、すなわち専門家やC／Pのみならず、普及員や普及対象である住民（含農村女性）がそれぞれの立場で活動のモニターをする。
そのモニター結果を集計し、改善する。
モニタリング・評価表（代替案）
プロジェクト実施
中間評価
中間評価
上記のモニタリング結果やその他の報告書や、関係者との協議や視察を通して、目標達成度、実施の効率性計画の妥当性の観点から評価。
計画段階で社会・ジェンダー配慮され具体的な形に落とされた「成果」の達成度、その配慮がどの「プロジェクト目標」に寄与したか、「投入」がどの程度の「成果」を生み出したか等、具体的な社会・ジェンダー配慮がどの程度なされたか、だけではなく、どの程度目標達成に効果的であったかの観点からも評価を行い、課題・改善点を明確にし、次期の計画策定に反映。
必要であれば、PDM及び詳細実施計画案を修正。
活動計画、投入、指標等の修正
修正されたPDM／プロジェクト・デザイン・マトリックス
プロジェクトの要約
指標
指標データ入手方法
前提条件
上位目標
プロジェクト目標
成果
活動
投入
巡回指導
プロジェクト終了
評価
終了時評価
終了時評価
再度ベースライン調査を実施し、上記の視点からの評価に加え、プロジェクトがどの程度社会開発に効果があったかのデータを提供。特にジェンダー分析をすることにより、プロジェクトが対象社会のジェンダーにどの様な変化を及ぼしたか、についても評価。
（目標達成度、効率性、妥当性、自立発展性）
データ提供
変化した農村社会
生活、ジェンダー
終了評価
ベース・ライン調査
調査項目
社会・ジェンダー分析手法
プロジェクト関連・制約要因分析
終了時評価
事後評価
事後評価
再度ベースライン調査を実施し、上記の視点からの評価に加え、協力終了後プロジェクトがどの程度継続されているか、適切な社会・ジェンダー配慮も引き続き行われているか、住民レベルでの対象社会におけるジェンダーの変化、技術レベル、ニーズの変化を評価するためのデータを提供。
（目標達成度、効率性、妥当性、自立発展性）
事後評価
ベース・ライン調査
調査項目
社会・ジェンダー分析手法
プロジェクト関連・制約要因分析
特定テーマ、国別、合同、第3者評価

表11　社会・ジェンダー視点を入れた　モニタリング・評価のための プロジェクト・サイクルの流れ（案2）
（農業分野におけるプロジェクト方式技術協力の案件を想定）

段階	評価	実施事項	図表、イメージ	事業形態例
プロジェクト実施中		ベースラインの調査		
		「農村生活改善のための女性の技術向上基礎調査（インドネシア）」報告書で紹介された農村生活総合調査項目に社会・ジェンダー分析項目を加えた調査の実施。	調査項目 農村生活総合調査** 世帯メンバー表（抜粋） 世帯の生業 農業生産活動調査 基本的生活生活資源へのアクセス 生活資源カタログ調査 家屋・居住環境スケッチ 生活満足度調査 生活経験者調査 ライフ・ヒストリー 社会・ジェンダー分析項目** 男女別計画活動（生産・再生産活動） 男女別資源や資産へのアクセス・コントロール 男女別ニーズ プロジェクト優先・事業選択分析	短期専門家派遣 啓蒙普及活動費で現地調査
		PCMの実施		
		ベースライン調査結果を踏まえて少数民族、貧困層、農村女性等の社会的弱者の視点に立って参加し、分析（参加者分析、問題分析、目的分析）を行う。	PCM/目的分析(例) 上位目標 プロジェクト目標 成果 投入 参加者分析 問題分析 目的分析 社会・ジェンダー視点 C/P 施設	短期専門家派遣 啓蒙普及活動費で現地調査 プロジェクト側による実施
		PDM/プロジェクト・デザイン	マトリックス作成　修正もしくは追加	
		開発目標達成のためにはどのような社会・ジェンダー視点を盛り込めばより効果的であるか、の視点から、活動・成果・指標・投入項目に、具体的に落としていく。 又は、既存のPDMの活動、投入をする際、具体的にどの様な社会・ジェンダー配慮をせるべきなのか、の項目をPDMに加える。	プロジェクトの要約 指標 指標データ入手手段 外部条件 上位目標 プロジェクト目標 成果 活動	
		詳細実施計画案策定	修正もしくは追加	
プロジェクト実施中		上記のベースライン調査、PCMを踏まえて社会・ジェンダー視点からPDMを新規に作成するか、既存の詳細実施計画案に社会・ジェンダー項目を設け、具体的な配慮の仕方を記載。 尚、プロジェクトの持続性に鑑み、住民参加形のモニタリング・評価を行う場合は、活動項目に関連活動（適切なモニタリング・評価手法の開発、手法の研修・普及、実施、結果のとりまとめ、フィードバック等）を含み策定。	詳細実施計画表代替案 プロジェクト名： 期間： 入目標： プロジェクト目標： 期待される成果・活動 指標 活動 インプット 実施スケジュール 96 97 98 99 2000 担当者 必要な資機材 項目 形態 必要な経費 経費額 財源 I II III IV V	プロジェクト側による実施

↓

プロジェクト実施

プロジェクト実施

プロジェクト実施中

モニタリング

モニタリング

プロジェクト関係者、すなわち専門家やC／Pのみならず、普及員や普及対象である住民（合機村女性）がそれぞれの立場で活動のモニターをする。
そのモニター結果を集計し、改善する。

モニタリング・評価表（代替案）

プロ名：	
期間：	
人日数：	
プロジェクト目標：	

期待される活動成果番号	期待される活動成果内容	指標	活動	誰がいつ何をする事か	達成された活動	公開講演	改善策提案
I	I		I－1				
			I－2				
			I－3				
			I－4				
			I－5				
II	II		II－1				
			II－2				
			II－3				
III	III		III－1				
			III－2				
			III－3				
IV	IV		IV－1				
			IV－2				
V	V		V－1				
			V－2				
			V－3				
			V－4				
			V－5				

プロジェクト側による実施（及び受益者等関係者）

中間評価

中間評価

上記のモニタリング結果やその他の報告書や、関係者との協議や視察を通して、目標達成度、実施の効率性計画の妥当性の観点から評価。
計画段階で社会・ジェンダー配慮され具体的な形に落とされた「成果」の達成度、その配慮がどの「プロジェクト目標」に寄与したか、「投入」がどの程度の「成果」を生み出したか等、具体的な社会・ジェンダー配慮がどの程度なされたか、だけではなく、どの程度目標達成に効果的であったかの観点からも評価を行い、課題・改善点を明確にし、次期の計画策定に反映。
必要であれば、PDM及び詳細実施計画案を修正。

活動計画、投入、指標等の修正

修正されたPDM／プロジェクト・デザイン・マトリックス

プロジェクトの要約		指標		指標データ入手手段	外部条件
上位目標	社会・ジェンダー配慮		社会・ジェンダー配慮		
プロジェクト目標					
成果					
活動					

遠回指導

プロジェクト終了

評価

終了時評価

終了時評価

再度ベースライン調査を実施し、上記の視点からの評価に加え、プロジェクトがどの程度社会開発に効果があったかのデータを提供。特にジェンダー分析をすることにより、プロジェクトが対象社会のジェンダーにどの様な変化を及ぼしたか、についても評価。
（目標達成度、効率性、妥当性、自立発展性）

データ提供
変化した農村社会
生活、ジェンダー

終了評価

ベース・ライン調査

調査項目
農村人間開発**
世帯メンバー間（区別） 身体的家事負担 世帯の生業 農業生産経営調査 潜在的生活生活資源へのアクセス 生活資源カタログ調査 家庭・居住環境スケッチ 生活時間調査 生活農業者調査 ライフ・ヒストリー
社会・ジェンダー分析手法**
男女別経済活動（生産・再生産活動） 男女別資源や便益へのアクセス・コントロール 男女別ニーズ プロジェクト仮説・制約要因分析

終了時評価

事後評価

事後評価

再度ベースライン調査を実施し、上記の視点からの評価に加え、協力終了後プロジェクトがどの程度継続されているか、適切な社会・ジェンダー配慮も引き続き行われているか、住民レベルでの対象社会におけるジェンダーの変化、技術レベル、ニーズの変化を評価するためのデータを提供。
（目標達成度、効率性、妥当性、自立発展性）

事後評価

ベース・ライン調査

調査項目
農村人間開発**
世帯メンバー間（区別） 身体的家事負担 世帯の生業 農業生産経営調査 潜在的生活生活資源へのアクセス 生活資源カタログ調査 家庭・居住環境スケッチ 生活時間調査 生活農業者調査 ライフ・ヒストリー
社会・ジェンダー分析手法**
男女別経済活動（生産・再生産活動） 男女別資源や便益へのアクセス・コントロール 男女別ニーズ プロジェクト仮説・制約要因分析

特定テーマ、国別、合同、第3者評価

表12　H国養豚開発プロジェクト

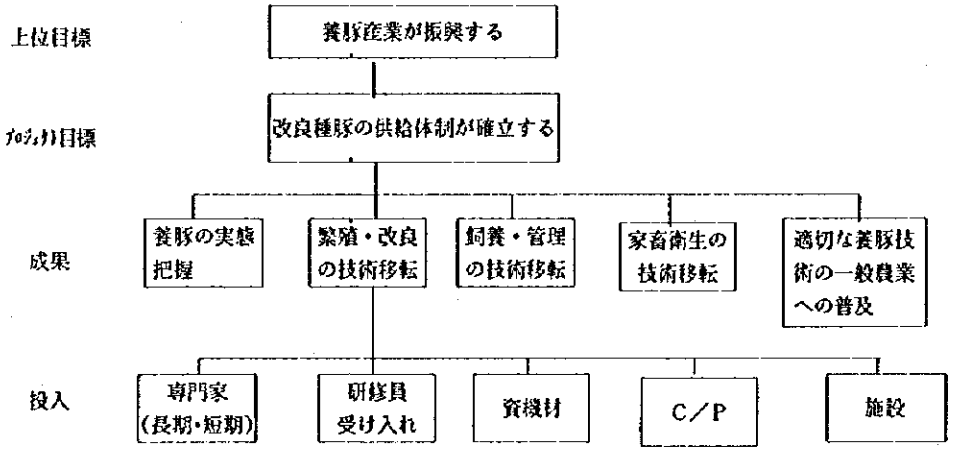

表13　プロジェクト・デザイン・マトリックス（要約）
H国養豚開発計画（案）

プロジェクトの概要	
	社会・ジェンダー配慮
開発目標 H国の養豚開発・振興に貢献する。	
プロジェクトの達成目標 繁殖、飼養、衛生に関する適正技術が一般農家に普及し、改良種豚の供給体制が確立する。	養豚を行っている農村女性にも適正養豚技術が普及する。
成果 1．O県内の養豚農家の実態が把握される。 2．C／Pや技術者に繁殖・改良技術が移転され、改良のための種豚の生産体制が整備される。 3．C／Pや技術者に飼養管理技術が移転され、改良のための種豚の生産体制が整備される。 4．C／Pや技術者に家畜衛生技術が移転され、改良のための種豚の生産体制が整備される。 5．適切な養豚技術が一般農家に普及し、技術水準が向上する。	1．養豚経営規模の多様性を考慮し、各経営規模の農家における男女別の養豚の役割についての現状が把握される。 2．3．4．女性のC／Pや技術者にも技術移転される。 5．農村女性の養豚への役割を考慮し、適切な方法で技術が普及され、技術水準が向上する。
活動 1-1．第1次調査を行う 1-2．第2次調査を行う 1-3．モデル農家の選定を行う 1-4．衛生状況調査を行う 2-1．能力の高い種豚の選定、センターに導入する。 2-2．改良豚の交配・選抜・配布・登録活動を行う。 2-3．C／Pや技術者を対象に人工授精の技術移転を行う。 2-4．交雑試験を行う。 3-1 地域にあった飼養・管理技術を開発する。 3-2．飼料の試験的配合を試み、地域にあった給餌技術を開発する。 4-1．C／Pや技術者に、適切な衛生技術（疾病対策・防疫）を移転する。 5-1．県内の養豚技術者を対象に研修を行う。 5-2．県内において指定されたモデル農家を対象に技術研修を行う。 5-3．県内の一般農家を対象に技術研修を行う。	1．社会・ジェンダー調査を行い、各経営規模の養豚にかかる現状、ニーズ、問題や養豚における男女の役割を把握する。 中・大規模経営農家のみならず、「小規模農家への改良豚配給・飼育の今後の可能性」を検証するためにも、小規模農家からもモデル農家を選定する。 2．3．4．5．女性のカウンターパートも含む CIDAの女性の普及員へも必要な関連技術移転を図り、農村女性への養豚技術の向上に資する。 一般農家対象の技術研修については、経営規模に応じて必要関連分野の指導をする。特に小規模に養豚を行っている農村女性への指導方法は、なるべくわかりやすく簡単にし、交通アクセスが困難であるので、出張研修を行うか、交通手段を提供する。

表14　PDMプロジェクト・デザイン・マトリックス（要約）

プロジェクトの要約	指標	指標データ入手手段	外部条件
上位目標 WHY プロジェクト目標がめざしているもの	HOW 目的が達成されたかどうかを測る指標	WHERE プロジェクトの評価に必要なデータの入手先	WHAT 目的達成のために重要な外部条件
プロジェクト目標 WHAT プロジェクト終了後に達成されるべきものをめざしているもの	HOW 目的が達成されたかどうかを測る指標	WHERE プロジェクトの評価に必要なデータの入手先	WHAT 目的達成のために重要な外部条件
成果 WHAT プロジェクト活動を通して達成されること	HOW 目的が達成されたかどうかを測る指標	WHERE プロジェクトの評価に必要なデータの入手先	WHAT 目的達成のために重要な外部条件
活動 HOW プロジェクトが期待される成果やアウトプットをもたらす方法	投　入 WHAT プロジェクトのコスト、インプット（活動、資機材、人材等）	投　入 WHAT プロジェクトのコスト、インプット（活動、資機材、人材等）	WHAT 目的達成のために重要な外部条件

Drafting Project Progress Reports for BMZ and for internal GTZ reporting: AGuidelineから

プロジェクトの要約		指標		指標データ入手方法	外部条件
上位目標	具体的な社会・ジェンダー配慮案		具体的な社会・ジェンダー配慮案		
プロジェクト目標					
成果					
活動					

表15　PDM／プロジェクト・デザイン・マトリックスと評価５項目の関係

H国養豚開発プロジェクト評価５項目の内容

自立発展性 プロジェクトの長期存続	H国の養豚センター施設運営管理能力のある人材適切な養豚技術の移転、移転された養豚技術は一	・機材維持費、人件費は確保されているか。 普及活動は継続されている 般農家で使われているか。	確保されているか。 るか。		開発要員 1) 政策支援対策 2) 組織能力 3) 経済面・財政面 4) 適正技術 5) 社会・文化面 6) WID, ジェンダー 7) 環境保護対策
妥当性 プロジェクトの方向及び有効性	一般農家への技術普及を国家開発計画に合致して影響を及ぼすような変化	通し、改良豚の供給体制いるか。最終受益者のニがあったか。どう対応し	を確立し、養豚を振興ニーズに応えているか。ていったか。	なるという目標はH国の実施中にプロジェクトへ	
効果 プロジェクトの他への影響	繁殖、飼養、衛生技術の振興に、その地域近にお貢献したか。	普及を通して確立されたりる開発に寄与したか。	改良種豚の供給体制がど農村女性の要望や農村に	の程度H国の養豚おける生活改善に	
目標達成度 プロジェクト目的の達成度	繁殖、飼養、衛生技術の	普及が改良種豚の供給体	制の確立にどの程度妥当	であるか。	
実施効率性 結果の達成度	どの程度実際再産、技術は適正であったか。 支援体制、投入は適正で	移転が行われ、一般農家 あったか。	の養豚技術の水準が向上	したか。タイミング	

投入	成果	プロジェクト目標	上位目標
専門家 研修員受け入れ 資機材 C／P 施設	1．養豚の実態把握 2．繁殖改良技術移転 3．飼養管理技術移転 4．家畜衛生技術移転 5．一般農家への適正技術普及	改良種豚の供給体制の確立	養豚産業の振興

活動 HOW プロジェクトが期待される成果やアウトプットをもたらす方法	成果 WHAT プロジェクト活動を通して達成されること	プロジェクト目標 WHAT プロジェクト終了後に達成されるべきものをめざしているもの	上位目標 WHY プロジェクト目標がめざしているもの	プロジェクトの要約
投　入 WHAT プロジェクトのコスト、インプット（活動、資機材、人材等）	HOW 目的が達成されたかどうかを測る指標	HOW 目的が達成されたかどうかを測る指標	HOW 目的が達成されたかどうかを測る指標	指　標
投　入 WHAT プロジェクトのコスト、インプット（活動、資機材、人材等）	WHERE プロジェクトの評価に必要なデータの入手先	WHERE プロジェクトの評価に必要なデータの入手先	WHERE プロジェクトの評価に必要なデータの入手先	指標データ入手手段
WHAT 目的達成のために重要な外部条件	WHAT 目的達成のために重要な外部条件	WHAT 目的達成のために重要な外部条件	WHAT 目的達成のために重要な外部条件	外部条件

PDM／プロジェクト・デザイン・マトリックス（要約）

1．目標達成度

表16　評価グリッド（評価ガイドラインに基づく調査事項及び調査対象者一覧表）

課題	確認事項	情報／指標	情報入手先											
			天然資源省－DICTA	企画省国際協力局	国立農業大学	F地方事務所	養豚開発センター	JICA事務所	C／P	日本人専門家	モデル農場	養豚農家養豚組合	外部機関援助機関	CIDAプロジェクト
1－1　アウトプット目標の達成状況はどれだけか	①協力期間中、何名のC／Pが育成されたか。	①育成されたC／Pの人数（男女別）			○	○	○		○	○				
	②C／Pの能力は向上したか。	②相手側協力実施機関、受益者等の評判			○	○	○		○	○				
	③C／P各々の活動量は拡大したか。	③（例：職業訓練の場合「相当コマ数」）	○		○	○	○		○	○	○	○		○
	④C／P各々の活動の質は向上したか。	④研修回数と養豚農家の飼養状況の推移	○		○	○	○		○	○	○	○		○
	⑤小規模農家、農村女性の養豚技術の向上を目指した適切な普及方法が用いられたか。	⑤育成された男女別農民の人数、意思	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○
1－2　案件目的の達成状況はどれだけか。［日本の協力終了後］	①相手側協力実施機関の活動量は、協力の結果拡大したか。	①（例：職業訓練の場合「運営中のコース数」）			○	○	○		○	○	○	○		○
	②相手側協力実施機関の活動の質は、協力の結果向上したか。	②（例：職業訓練の場合「開設コースは受益者のニーズに応えているか」）	○		○	○	○		○	○	○	○		○
	③アウトプットが案件目的達成（組織強化）につながるのを促進／阻害した要因は何か。	③プロジェクトの進捗促進／阻害要因リスト（フォーマットあり：具体例も明記すること）	○		○	○	○		○	○	○	○		○

2．効果（間接効果：＋面及び－面）

2－1　プロジェクトの、養豚開発への貢献度はどれほどであったか。	①プロジェクトの実施により、当該セクターの社会経済的なレベルアップはどの程度みられるか。プロジェクト実施機関は県内及び地域養豚農家へどの程度貢献したか。	①県内養豚農家の社会経済的な状況 ②県内及び地域養豚農家への普及 ③養豚技術の向上度（受益者グループ別）	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○
	②プロジェクトが当該セクター開発につながるのを促進／阻害した要因は何か。	②プロジェクトの推移状況／阻害要因リスト（フォーマットあり：具体例も明記すること）	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○
2－2　プロジェクトのH国（サイト周辺）の開発への貢献度はどれほどあったか	①H国において、プロジェクト実施による社会経済的なレベルアップはどの程度みられるか。相手側協力実施機関は、当該地域の外部関係機関／者へどの程度貢献したか。	①男女別農民の所得向上、生活様式の変化 ②当該地域外部関係機関／者への財・サービスの供給法 ③養豚農家における男女別の収入状況、アクセス、コントロール状況	○		○	○	○		○	○	○	○		○
	②プロジェクトが、当該地域開発へつながるのを促進／阻害した要因は何か。	①プロジェクトの進捗促進／阻害要因リスト（フォーマットあり：具体例も明記すること）			○	○	○		○	○	○	○		○
2－3　プロジェクトのその他の貢献度／副作用はどれほどあったか	①プロジェクトの実施により、その他のインパクトは生じたか。（技術面、制度面、環境面等）	①農業教育自体のレベルアップ ②県内の豚肉消費量の増加、生産性の改善 ③県内生産の穀物の利用、飼料需給率向上 ④対象地域におけるジェンダーの変化	○		○	○	○		○	○	○	○		○

3．自立発展性

課題	確認事項	情報／指標	情報入手先											
			大統領府省－DICTA	企画省国際協力局	国立農業大学	F地方事務所	畜産開発センター	JICA事務所	C／P	日本人専門家	モデル農場	畜産農家畜産組合	外部機関援助機関	CIDAプロジェクト
3－1 組織自立発展性はあるか。	①組織存立のための政策的支援はあるか。	①設置法、最近の組織改正	○	○	○	○		○					○	
	②実施機関の管理運営体制は整っているか。	②組織図	○	○	○	○	○		○	○	○	○		
	③業務実施のための管理運営能力はあるか。	③業務実績	○		○	○	○		○	○	○	○		○
	④実施機関に対する外部関係機関の支援はあるか。	④外部関係機関からの支援体制（予算、人員、政策面等）	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○
3－2 財務的自立発展性はあるか。	①必要経費（運営費／事業費）は確保されているか。	①予算の出所（運営費／事業費）、予算の執行状況の推移	○		○	○	○		○	○				○
	②公的補助は安定的か。	②予算の出所（運営費／事業費）、予算の執行状況の推移	○		○	○	○		○	○				
	③自主財源はあるか。またそれは必要経費に充当されているか。	③予算の出所（運営費／事業費）、予算の執行状況の推移			○	○	○		○	○				
3－3 物的・技術的自立発展性はあるか。	①移転された技術は使われているか。	①移転された技術を使った活動の推移	○		○	○	○		○	○	○	○		○
	②要員は適切に配置されているか。	②協力中及び協力終了以降の相手側協力実施機関の要員	○		○	○	○		○	○	○	○		○
	③施設・機材は適切に保守管理されているか。	③施設・機材の利用状況、機材の故障の頻度、維持・更新のための手当て			○		○		○	○				
3－4 その他の特記事項			○	○		○	○	○			○	○		○

4．当初計画の妥当性

課題	確認事項	情報／指標	情報入手先											
			天然資源省=DICTA	企画省国際協力局	国立農業大学	F地方事務所	資源開発センター	JICA事務所	C/P	日本人専門家	モデル農場	資源農家資源組合	外部機関援助機関	CIDAプロジェクト
4-1 相手国との合意・形成は妥当であったか。（R/Dは妥当であったか）	①R/Dで合意した案件目標は妥当であったか。	①「活動」が「成果」につながるのを促進/阻害した「外部要因」リスト 成果が「プロジェクト目標」達成につながるのを促進/阻害した「外部要因」リスト	○	○	○	○	○		○	○				
4-2 相手側ニーズの把握は十分であったか。	①事前調査でプロジェクトの進捗を促進/阻害する要因についてどこまで認識していたか。	①協力開始前の「前提条件」リスト	○		○	○	○		○	○	○	○		
	②事前調査の段階で、緊急性、・優先度は把握していたか。	②プロジェクトの　をなす相手国の事業・実施計画とその推移	○		○	○	○		○	○	○			
	③協力を行うとした判断は適切であったか。	①「活動」が「成果」につながるのを促進/阻害した「外部要因」リスト 成果が「プロジェクト目標」達成につながるのを促進/阻害した「外部要因」リスト プロジェクトが「開発目標」達成につながるのを促進/阻害した「外部要因」リスト	○		○	○	○		○	○	○	○		
4-3 協力計画の策定過程は妥当であったか。	①アウトプット目標の設定は適切であったか。	①育成されたカウンターパートの数 カウンターパートに移転された技術項目	○		○	○	○		○	○	○	○		○
	②案件目標の設定は適切であったか。	②相手側協力実施機関の活動の推移	○		○	○	○		○	○				
	③計画内容（開発目標、案件目標、アウトプット、インプットの相互関連性）の設定は適切であったか。	③「活動」が「成果」につながるのを促進/阻害した「外部要因」リスト 「成果」が「プロジェクト目標」達成につながるのを促進/阻害した「外部要因」リスト プロジェクトが「開発目標」達成につながるのを促進/阻害した「外部要因」リスト	○		○	○	○		○	○	○			
	④インプットの品目、量、質、機能は適切であったか。	④「5．効率性－1①～⑤」に同じ	○		○	○	○		○	○				
	⑤相手国の協力実施体制は把握しているか。	⑤「活動」が「成果」につながるのを促進/阻害した「外部要因」リスト 成果が「プロジェクト目標」達成につながるのを促進/阻害した「外部要因」リスト	○		○	○	○		○	○				
4-4 実施スケジュールは妥当であったか。	①実施スケジュールの設定は適切であったか	①実施スケジュール 「活動」が「成果」につながるのを促進/阻害した「外部要因」リスト	○		○	○	○		○	○				

5．実施効率性

課題	確認事項	情報／指標	情報入手先											
			天然資源省・DICTA	企画省国際協力局	国立農業大学	F地方事務所	養豚開発センター	JICA事務所	C/P	日本人専門家	モデル農場	養豚農家養豚組合	外部機関援助機関	CIDAプロジェクト
5−1 開発目標、案件目的に比較した協力成績は適正であったか。	①派遣された専門員の人数、分野、及びその期間は。	①派遣専門員の人数・期間	○	○	○		○	○	○	○				
	②供与された機材の品目、数量、金額及びその整理状況は。	②供与機材の品目・数量・金額・保守管理状況	○		○		○	○	○	○				
	③受け入れた研修員の人数及びその期間は。	③研修員の人数・期間	○	○	○		○	○	○	○				
	④プロジェクトの運営は　りなく行われたか	④計画打ち合わせ、巡回指導等の協議回数	○	○	○		○	○	○	○				
	⑤プロジェクトの運営は滞りなく行われたか。	⑤予算規模	○		○		○	○	○	○				
	⑥WID配慮は適切であったか。（WID短期専門家派遣、実態調査、普及方法、援助内容等）		○	○	○		○	○	○	○				
5−2 協力実施のタイミングは適正であったか。	①専門家はタイミングよく派遣されたか。	①専門家の派遣時期	○		○		○		○	○	○			
	②機材はタイミングよく供与されたか。	②機材の供与時期			○		○		○	○				
	③研修員を受け入れたタイミングは適切であったか。	③研修員の受入時期												
	④計画打ち合わせ、巡回指導等はタイミングよく行われたか。	④計画打ち合わせ、巡回指導等の協議時期、回数												
	⑤プロジェクトはタイミングよく実施されたか	⑤プロジェクトの実施時期			○		○		○	○				
	⑥WID配慮はタイミングよく行われたか。				○		○		○	○				
5−3 プロジェクトの支援体制は適正であったか。	①ジョイントコミティは機能したか。したか	①ジョイントコミティの開催回数 ②ジョイントコミティの持つ権限	○	○	○		○	○	○	○				
	②外部関係機関の支援は得られたか。	②「3．[1]実施性／1④」に同じ			○	○	○		○	○			○	○
5−4 の協力形態とのリンケージは適正であったか。	①無償、OECF、第三国、国際援助機関等による協力とのリンケージは良かったか。	①当該案件に関連した、無償・OECF・第三国・国際援助機関等による援助実績	○	○	○	○	○		○	○				○
5−5 中間評価、終了時評価、事後現況調査結果は活用されたか。	①中間評価及び終了時評価の結果は、延長・フォローアップに生かされたか。	①中間評価・終了時評価の指摘事項と延長・フォローアップにおける協力	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
	②事後現況調査の結果は、アフターケアー実施の検討に生かされたか。	②事後現況調査依頼事項とアフターケアの協力項目	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○

6．評価結果のフィードバック

課題	確認事項	情報／指標	情報入手先											
			天然資源省－DICTA	企画省国際協力局	国立農業大学	F地方事務所	養豚開発センター	JICA事務所	C/P	日本人専門家	モデル農場	養豚農家養豚組合	外部機関援助機関	CIDAプロジェクト
6－1 アフターケアの必要性はあるか。	①どの分野においてアフターケアが必要か。	①アフターケアの必要な項目リスト	○		○	○	○		○	○				
	②どういう形態のアフターケアが必要か。（研修員受入、専門家派遣、機材供与等）	①研修ニーズリスト ②技術移転のの不十分な項目リスト ③機材の補修ニーズリスト	○		○		○		○	○	○			○
	③アフターケア実施のタイミングは。	①アフターケアの実施が必要な事項の緊急度	○		○		○		○	○				
6－2 技術協力実施上改善すべき事項は何か。	①本件に関する協力実施上の問題点及び改善策は何か。	①プロジェクトの進捗阻害要因リスト（フォーマットあり：具体例も明記すること）①改善のためのアイディアリスト	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6－3 制度的な改変が必要と考えられる事項は何か。	①日本側が、協力実施改善のために必要な制度的改変は何か。（組織、権限面、予算面等）	①プロジェクトの進捗阻害要因リスト（フォーマットあり：具体例も明記すること）①改善のためのアイディアリスト	○	○	○		○	○	○	○			○	○
	②相手側が、事業実施改善のために必要な制度的改変は何か。（組織面、予算面等）	②プロジェクトの進捗阻害要因リスト（フォーマットあり：具体例も明記すること）②阻害要因対策リスト	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
6－4 教訓は何か。	①案件目的の達成を促進／阻害した要因は何か。（ジェンダー、文化、経済、制度等）	①「1.目標達成度－2③」に同じ	○		○	○	○	○	○	○				
6－5 提言は何か。	①今後の同分野／同地域への協力計画の際に配慮すべきことは何か。	①「6.評価結果のフィードバック－4①」を主旨とした提言リスト	○	○	○		○	○	○	○			○	

2－4　まとめ

いかなる開発プロジェクトにおいても、その実施の究極的な目的は対象社会の住民の置かれている状況を改善し、よりよい生活の建設に資することである。単独のセクターや課題領域を取り上げて働きかける場合にも、その働きかけが影響を及ぼす範囲の問題群を総合的に把握し、その地域社会全体に及ぼしうる影響についても十分検討しつつプロジェクトを立案・運営していくことが必要となる。途上国の多くの地域において、特に農林業分野においては、生産活動が人々の生活領域と融合・一体化した状態にあり、そのような意味でも、プロジェクトにおけるＷＩＤ・ジェンダー配慮が重視されてきているのである。

本検討事業のテーマは、ＷＩＤ、社会・ジェンダー視点を踏まえた農林業開発プロジェクトのモニタリングと評価であるが、ＪＩＣＡによる農林業開発プロジェクトの現状に即して考える場合、まず、農林業開発プロジェクトにおいてＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮をどう実施していくかという問題と、それらの留意点を踏まえてプロジェクト・サイクルの中でモニタリング・評価をどう位置付け実施していくか、という２つの問題とに整理して検討する必要があろう。

ただし、ＪＩＣＡプロジェクト方式技術協力におけるＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮そのものが近年始められたばかりの取り組みであるのに加え、プロジェクト・サイクル・マネジメントの導入及びモニタリング・評価事業のシステム化の試みも緒についたばかりであるため、これらに基づいてはじめから終わりまでプロジェクトが企画・実施され評価された例は未だに１例もないのが現状である。今回検討した３事例にしても、当初から十分にＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮が組み込まれていたわけではないし、プロジェクトとしてのサイクルを完了した案件でもないため、モニタリングや評価に関しても、中途までの経過を検討したにすぎない。

したがって、ここでは、前節までに分析された３事例報告の範囲に議論を限定して、上記の２側面から検討することとしたい。

1　農林業開発プロジェクトにおけるＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮の問題

ここではまず、第２章で事例として検討された３つの案件に関し、その特徴を整理し、それぞれにおいてなされたＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮のための具体的な活動をプロジェクトサイクルの中で位置づけた上で、３事例の経験を踏まえ、ＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮をプロジェクトに組み込んでいくための留意点をまとめることとする。

1）農林業開発プロジェクトの多様性

ひとくちに農林業開発プロジェクトと言っても、セクターは勿論、その内容や実施形態は様々であり、また、プロジェクト活動に直接に関わる層の違いによっても必要とされる

社会・ジェンダー配慮の程度やあり方は異なってくると考えられる。以下の表1はこれまで検討してきた3つの事例を比較し、その特徴をまとめたものである。

この表から、例えば3事例に共通して普及のコンポーネントが含まれているが、その普及活動のプロジェクトへの取り込まれ方には差異があることがわかる。また、活動実施機構についても、拠点センターを持つ点で共通しているが、更に農民・地域住民に近いレベルでの組織機構は3件3様である。このことからも、農民・地域住民とプロジェクトとの関わり方やプロジェクト活動の影響には差異があるものと想定できる。

表1　検討事例のまとめ

	T国東北部造林・普及計画	M国農業普及員訓練センター	H国養豚開発計画
日本の協力形態	プロジェクト方式技術協力	個別派遣専門家	プロジェクト方式技術協力
セクター	林業	農業	畜産
上位目標	東北部における社会林業の推進	小農部門の生産性向上	豚肉の国内供給体制の確立
プロジェクト目標	地域住民男女（主に農民）自身による植林活動の促進	農村開発を担う普及員・行政官の農業技術・行政能力の向上	養豚に係る生産向上
主要な活動	苗木生産技術の改善 普及強化・訓練の実施 展示林、モデル村落林の造成	技術研修・訓練の実施	種畜の導入 養豚技術の開発・改良 技術者の養成
相手国実施機関	農業協同組合省林野局苗木生産促進部	農水産省農業普及員訓練センター	天然資源省農牧科学技術局
技術移転の対象（直接対象層）	造林普及センター職員 苗畑センター技術者	農業普及員 農村開発に関わる国及び地方の行政官	養豚開発センターの職員 天然資源省の技術者 地方事務所職員 改良普及員
技術移転の2次影響を受ける層	地域の学校教師 農民	農民組合 農民	モデル農場となる中核農家 養豚組合 養豚農家
活動実施機構	4カ所の技術センターとそれに付随する移動センター	拠点センター	拠点センターと周辺地域のモデル農場
内容類型	苗木生産 技術開発・普及	普及訓練	試験研究・技術開発 実証展示・普及

2）プロジェクト・サイクルにおけるＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮の組み込み

２－１（22頁）、２－２（40頁）、及び２－３節（64頁）には、それぞれ３事例案件で実施されたＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮のための具体的方策を、プロジェクト・サイクル

の中で捉えた図が添付されている。いずれもプロジェクト・サイクルを完了した案件でないため、実施期の途中までを記したものとなっているが、これらの図から、特にプロジェクト方式技術協力の案件では、実施期前半までの間にＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮を含む実態調査等が行われていることがわかる。

また、現実のプロジェクトにおいては、専門家の個人的な認識のレベルで、あるいは具体的な活動の背景要因としてＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮に関わる事項がカバーされているにもかかわらず、プロジェクトの目標や活動に結びつくものとして明文化されないため、プロジェクト・サイクルに組み込まれていかない例が多々存在すると思われる。しかし、本章で取り上げた事例においては、ＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮の組み込みにあたり、それらが調査団等によるプロジェクト関係文書に明記されているという点でも注目すべきであろう。

3）3つのプロジェクトの事例からみたＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮の留意点

本章で検討した3事例の経験からは、ＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮をプロジェクトに組み込んでいくための幾つかの示唆を読みとることができる。以下は、それらについてまとめたものである。

(1) プロジェクトデザインへのＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮の組み込みの重要性

プロジェクト・デザイン段階でのＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮の重要性については、今回検討した3事例に共通して強調されていた通りである。プロジェクト計画に当初からＷＩＤ、社会・ジェンダー関連のコンポーネントが組み込まれていた場合と、途中から組み込んだ場合とでは、モニタリング・評価の際の作業手順に違いが出てくることも明らかにされている。現実のスキームにおいては、事前調査時には時間的制約もあり、詳細な調査を実施することが難しいため、長期調査、ないしは、プロジェクトが開始されてから詳細実施計画が策定されるまでの準備期間に、ＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮を踏まえた実態調査を実施することが望ましいと考えられる。なお、実際のプロジェクトの実施に先立って、まず詳細な調査と計画立案を目標とした技術協力を行い、その成果を踏まえて本格的なプロジェクトを実施する方向性も検討されているが、このような場合にも調査項目の一部にＷＩＤ、社会・ジェンダー分析を組み込んでいくことが肝要である。

(2) 対象セクター及び対象地域に関する実態調査の重要性

3事例に共通しているもう一つの点は、対象セクターや具体的な問題領域における実態調査が行われていることである[注1]。M国農業普及員訓練センターの事例においては、

注1　第1年次には「プロジェクト形成段階での農村実態調査の重要性」を明らかにすべく検討が行われたが、ここでの議論は、具体的なプロジェクトの要請に基づくプロジェクト・デザインの過程を対象としている。

普及員訓練の有効性が疑問視される要因の一つとして、普及活動の対象である農民と実際の農業の実態が把握されていなかったことが挙げられており、専門家が地方セミナーに同行するまで実際の農業の担い手が女性であることすら理解されていなかったと指摘されている。プロジェクト方式技術協力の２例では、プロジェクト開始後の準備段階において、対象セクターの実態や住民のニーズに関する調査がプロジェクト活動の一部として実施されているが、特にT国東北部造林・普及計画では、予めＷＩＤ、社会・ジェンダーの視点を加えたニーズ調査が行われている。H国養豚開発計画の例からは、このような実態調査によって、ＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮の必要性が浮かび上がってくる可能性も示唆されている。

(3) 適切な専門性の起用による効果

T国東北部造林・普及計画の事例では、プロジェクト・チームによる実態調査の結果でジェンダー格差がさほど見られなかったことを考慮して、ＷＩＤの短期派遣専門家を招き、専門的な視点からの調査を行っている。またH国養豚開発計画の事例でも、養豚実態調査の結果、養豚農家における女性の役割が大きいことが明らかになった時点でＷＩＤの短期派遣専門家を招き、ＷＩＤ、社会・ジェンダーの視点を踏まえた追加調査を行っている。ＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮という概念自体が、我が国の技術協力においてまだ新しいものであることにも留意し、時期及び必要に応じて適切な専門性を活用し、プロジェクト活動に効果的にＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮を組み込んでいく方策を講じることが必要であろう。特に実態調査や当該分野での社会・ジェンダー分析にあたって、可能であれば日本人専門家に限らず、現地の適切な専門家を起用することも検討されるべきであろう。

(4) プロジェクト・チーム内での情報の共有

M国農業普及訓練センターの事例では、プロジェクト・チームが各国援助機関の専門家と実施機関のカウンターパートから構成されていたこともあり、特にこのコミュニケーションの問題が大きく浮かび上がっていた。このことは一般的にもプロジェクト運営上の留意点であるが、特に内部的なモニタリング（後述）の機会につながるという点で重要である。またH国養豚開発計画やT国東北部造林・普及計画の事例においても、ＷＩＤの短期派遣専門家が実施した調査の結果や提言がプロジェクト・チーム内で十分に検討されたからこそ、プロジェクト全体としての対応が可能になったものと考えられる。その意味で、プロジェクト・チーム内での情報の共有は、プロジェクトにＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮を組み込んでいく上でも、極めて重要な留意点であるといえよう。

(5) ＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮の組み込みによる計画の見直しの効果

ＪＩＣＡプロジェクトのスキームにおけるモニタリングは、プロジェクト当初に策定された実施計画に基づいて行われるが、活動の進捗に伴って、計画の見直しや変更・追加が必要となる場合もある。

H国養豚開発計画の事例では、中間評価のための巡回指導の際に、ＷＩＤ、社会・ジェンダー視点を含めた検討が加えられ、その経緯・方法が詳細に報告されている。当初計画にＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮に関する項目が含まれていなかったため、モニタリングにあたっての困難には直面したが、結果として、当初計画を見直し、途中からではあれプロジェクトにＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮が組み込まれることとなった。このように、当初計画策定に含まれていなかった項目でも、モニタリングの結果、計画の見直しを行い、それらを組み込んでいくことは可能である。特に、現状のプロジェクトの多くにおいて、当初から十分にＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮を組み込むことはなかなか困難であるので、この点からもモニタリングの意義は大きいと思われる。

2　プロジェクト・サイクルとモニタリング・評価の問題

1）プロジェクト・デザインと評価

評価とプロジェクト目標の設定及びプロジェクト設計は、表裏一体の問題であるといって過言ではない。特に実施に関わる者にとっては具体的な活動の成果とそれによって達成される目標が明らかにならなくては、活動計画を立てることはもとより、プロジェクトの進捗を確認する術がない。活動や成果を明確化し、その成果・影響をどのような指標で測るのかということまでが設計時に十分に考慮され、ベンチマークのデータが整理されなければ、事後に適正な評価を行うことは殆ど不可能である。したがって、ここではまずプロジェクト目標の明確化の問題について整理してみたい。

一般に、プロジェクト活動の直接の対象が個々の農家、農民のレベルに近づくほど、ＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮の必要性は増すと考えられるが、対象層は、プロジェクト目標をどこまで絞り込むかによって変化する。

例えば、「××国○○地域における大豆の増産」という上位目標には、試験研究、技術開発、普及、流通・価格調整など全ての分野が関連しており、生産者も大規模、小規模、換金、自給を問わず、大豆を生産する全ての農家が対象となる。しかし、プロジェクトの目標の絞り込みにあたって、「○○地域試験場における気象条件に適応した高収量品種の開発」とするのと、「○○地域小規模農民既存の改良品種の普及」とするのとでは、実施機関やカウンターパートはもとより、プロジェクト活動についても全く異なるものとなる[注2]。必要とされるＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮についても、一般的に見れば、試験場

注２　この絞り込みにあたっては、いずれのアプローチがより目標達成に役立つか、どちらがより現実に即しているかという検討もなされねばならないが、これは多くの場合既に実施国からの要請に含まれている。その点で、プロジェクト形成・確認時点での、当該セクター、問題領域及び地域特性に関する詳細調査が重要な意味を持つのである。このような詳細調査の結果は、ひとたび絞り込まれたプロジェクト目標を達成するための具体的な活動を検討する場合にも有益な情報となる。

の中での試験研究・品種開発を中心とする前者よりは、農民に対する普及を扱う後者において調査・分析及び検討すべき項目は多くなると考えられる。そして、モニタリングの指標は勿論であるが、場合によってはモニタリングの手法や対象項目も異なるものになるであろう。

その意味では、プロジェクトの目標を明確化することは、プロジェクトの計画策定のためのＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮を行う上で極めて重要なプロセスであると同時に、適切なモニタリングや評価の実施を図るという面においても重要な留意点であると言えよう。

しかし一方で、絞り込まれた目標のみが強調された場合には、それにつながる活動を実施することのみに関心が集中し、プロジェクトの関わる問題領域の全体像を見失う危険性をもはらんでいる。このことはM国農業普及員訓練センターの事例において指摘されている通りである。特にプロジェクト・デザイン・マトリックス（ＰＤＭ）の導入などにより、数値指標による達成目標が計画時に定められるため、予め達成可能と予想される範囲のみで目標を限定し、結果としてプロジェクトの範囲を極めて限定的なものにしていく傾向も一部には指摘されている。このような問題を回避するためには、プロジェクト立案（活動の範囲の絞り込み）に先だって、関係者間で十分に議論し、共通理解としてプロジェクトに関わる問題領域の全体像を捉えておくことが重要であろう。また、個々の専門家及びカウンターパートの活動計画の策定にあたっても、常に問題の全体像を念頭に置くことが望まれる。

2）プロジェクトのモニタリング

プロジェクトのモニタリングに関しては、今回の検討事例が進行中の案件であったため、プロジェクト方式技術協力のプロジェクト・サイクルの全体像を把握することはできなかったが、プロジェクト・サイクルにおけるモニタリングの面から、以下の３点にまとめてみた。

(1) モニタリングとＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮

モニタリングを行う目的は、第一義的には事業の進捗の確認であるが、実施上の問題点を同定しその解決を探ることは、モニタリングの重要な要素である。特に現在進行中の農林業開発プロジェクトに関しては、プロジェクトの当初計画や活動計画にＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮が組み込まれていないケースが多いが、それらの場合でも、モニタリング項目にＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮を加えることにより対応していくことが可能である。このことはH国養豚計画の事例において詳細に検討されている通りである。

また一方、ＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮が当初計画に組み込まれている場合にも、プロジェクト活動の進展に伴って、予想外の問題や新たな活動項目の必要性が生ずることもあり得る。よって、継続的なモニタリングによってこれらを把握し、常に当初計画との整合を図っていくことが必要となるのである。

(2) プロジェクト方式技術協力スキームにおけるモニタリング

ＪＩＣＡのプロジェクト方式技術協力スキームにおいては、個々の案件の公的なモニタリングの機会として、プロジェクト協力の中間年度をめどに、巡回指導調査団の派遣による中間評価が行われることになっている[注3]。通常、巡回指導調査は、Ｒ／Ｄに基づき策定されている実施計画を中心に、それまでの双方の投入実績、活動、目標達成度を調査し、今後の活動計画について関係者と協議を行うとともに、より効果的な技術協力活動及び当初目標を期間内に達成するためのプロジェクト運営、協力内容に対する助言・指導を行うことを目的として実施される。具体的には、ａ．プロジェクト活動の進捗状況の把握と評価、ｂ．問題点の整理と今後の対応策の検討、ｃ．次年度以降の実施計画に関する協議、ｄ．供与機材の利用状況、ローカルコスト負担事業実施状況及び研修員受入状況に関する調査等が主な内容である。調査団は、ＪＩＣＡ担当事業部、国内協力機関等の関係者から構成され、現地での調査・協議は通常、これらの調査団員と、相手国実施機関関係者とによって行われる。

この調査の結果は実施機関宛の調査団長レターの形でまとめられる他、実施計画に変更が加えられる場合はその変更について文書の形で確認する。

プロジェクト方式技術協力スキームにおける計画立案時の調査とモニタリングについて5W1Hの形でまとめたのが表２である。

(3) 内部モニタリングの必要性

ＪＩＣＡの上述のスキームは公的なものとして全てのプロジェクトに適用されているが、専門家やカウンターパートにとっては、プロジェクトの内部でより日常的にモニタリングを行っていくことも必要であると考えられる。M国農業普及員訓練センターの事例で、専門家が定例打ち合わせの機会を利用して、地方巡回セミナーの様子や現地状況をカウンターパートや他の専門家にフィードバックしていった努力が報告されているが、これも一種の内部モニタリングの機会たり得たと思われる。公的なモニタリングではプロジェクトの外部（日本からの調査団）からの視点が加わるため、往々にして大枠でのモニタリングとなり、細部に及ぶ指摘が含まれることは少ない。また、機材や投入といった実務面に大きく傾く危険性も否めない。しかし、より細かい部分で、実施に直接関わっている関係者が率直に問題点や疑問点を指摘しあい議論を重ねて解決の道を探ることはプロジェクトの運営上必要不可欠であり、このような機会が内在しないプロジェクトは、いずれ困難に直面するであろう。個々のプロジェクトにおいては既に独自の努力が行われていると考えられるが、現在義務づけられているプロジェクトからの報告をモニタリングの機会と捉えて、想定しうる内部モニタリングの可能性を一つの案としてまとめた

注３　巡回指導調査は必ずしも中間評価のためだけではなく、個々の案件の状況に応じて派遣される。派遣時期もプロジェクト期間の中間年とは限らず、また、派遣回数が複数回となる案件もあるが、ここではモニタリングの問題を論ずる関係上、中間評価のための巡回指導調査に限って標準的な例を想定し述べるものとする。

ものが表3である。もちろん、プロジェクト活動の内容如何によっては、このようなプロジェクト全体としてのモニタリングの他に、プロジェクト・チームの日常業務の中にモニタリング要素を組み込むことが可能な場合もあろう。今回の3事例の検討においては、進行中の案件でもあり、実際に行われている内部モニタリングの詳細については十分に分析できなかったが、今後このような視点から事例を検討していくことも有意義な試みであると思われる。

表2　プロジェクトの計画立案調査及びモニタリング・評価

	計画打合せ調査	巡回指導調査（中間評価）	終了時評価調査	事後評価
WHY	詳細実施計画の策定	プロジェクト進捗状況の把握及び期間内の目標達成に向けた運営・内容に関する助言軌道修正の必要性と方向の確認	計画達成度の把握と評価 プロジェクトの終了・延長またはフォローアップの判断に必要な提言	終了案件の効果発現要因及び問題惹起要因の分析 類似案件の計画立案に反映すべき教訓・提言の導き出し
WHO	調査団員 相手国監督機関関係者 プロジェクト・チーム	調査団員 （相手国監督機関関係者）	調査団員 （相手国監督機関関係者）	調査団員（第三者を含む） 相手国監督機関関係者
WHEN	プロジェクト協力開始後1年以内	プロジェクト協力実施の中間年前後	プロジェクト協力終了半年前	プロジェクト協力終了後3～5年目
WHAT	暫定実施計画に基づく進捗状況、計画実施上の問題点	目標達成度、実施の効率性、計画の妥当性	目標達成度、実施の効率性、計画の妥当性、自立発展性の見通し	目標達成度、実施の効率性、計画の妥当性、自立発展性、効果
WHERE	実施機関本部及びプロジェクトサイト	実施機関本部及びプロジェクトサイト	実施機関本部及びプロジェクトサイト	実施機関本部、プロジェクト、プロジェクト周辺地域
HOW	調査団員による専門分野調査 プロジェクト・チーム及び関係者との協議	事前資料収集・検討 現地調査（プロジェクト・チーム、関係者に対するインタビュー・想定受益者層へのアンケート等）	事前資料収集・検討 現地調査（プロジェクト・チーム、関係者に対するインタビュー・想定受益者層へのアンケート等）	資料検討及び国内関係者のヒアリング 現地調査（プロジェクト関係機関・受益者層へのインタビュー等）

表3　プロジェクト内部モニタリングの一例（案）

	定例会議	四半期レビュー	年度レビュー	分野別レビュー
WHY	業務スケジュール確認 日常的問題点の発掘と検討	四半期の活動計画達成度の評価 計画実施上の問題点の洗い出し	当該年度の活動の進捗確認 次年度計画策定の為の検討	活動分野別の進捗確認 当該分野の問題、方向性の検討
WHO	プロジェクト・チーム	プロジェクト・チーム 直接的受益者の代表ないし一部（間接的に影響を受ける層の代表ないし一部）	プロジェクト・チーム 関係機関担当者	当該分野専門家及びカウンターパート（外部専門家）
WHEN	プロジェクトの決定による （週、月単位）	四半期報告書作成時	プロジェクト・リーダー会議資料作成時（会計年度後期）	短期・長期専門家帰国時
WHAT	個々のプロジェクト・チーム・メンバーの活動からフィードバック 当面の計画、問題点と解決案	プロジェクト全体としての成果 想定受益者に対するプロジェクト活動の直接・間接的影響	年間計画の達成度 実施上の問題点や予想外の影響の有無及び対応の展望	当該分野の活動成果と技術的改善 当該分野のプロジェクト目標達成への貢献
WHERE	プロジェクト事務所	プロジェクト事務所 プロジェクト・サイト（モデル村落、パイロット地域）及びその周辺	プロジェクト事務所 関係機関事務所	プロジェクト事務所 外部会議所
HOW	ミーティング 個別発表 内部セミナー	ベンチマークに基づく簡易定点調査 受益者へのインタビュー・アンケート等	成果報告データ分析 ミーティング 関係者からのヒアリング等	個別発表 内部・限定・公開セミナー

注：この例においては、現実のプロジェクト活動報告システムに沿って考えているため、年度レビューをプロジェクト・リーダー会議資料作成時に合わせて想定している。次年度計画の策定においては予算的な事項など実務的な内容が多くなることから、WID、社会・ジェンダー配慮に深く関連するような内容のモニタリングは四半期レビューに含める形で整理している。農作業や生産サイクルによって四半期毎の調査が不可能な項目ももちろん存在するが、具体的なケースを想定していないため、モニタリング項目やその手法の詳細についてはここでは議論しない。

3　おわりに

本節では、ＷＩＤ、社会・ジェンダー視点を踏まえた農林業開発プロジェクトのモニタリングと評価というテーマを、農林業開発プロジェクトにＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮をどう組み込んでいくか、及び、プロジェクト・サイクルにおいてモニタリング・評価をどう位置付け実施していくか、という２つの問題に分けて整理・検討してきた。

本来であればこのテーマは、農林業プロジェクトをどのようにモニターし評価するのかという問題や、プロジェクト立案過程とモニタリング・評価を一体として考えるという問題まで含めて検討すべきであろうが、それらは、プロジェクトの現実においても未だ試行段階にあるため、議論を整理するという面からも上述の２点に限定せざるを得なかった[注4]。

既に述べてきた通り、今回検討した３事例についても、限定した範囲での検討にとどまっており、これらの検討結果のみから普遍的な結論を引き出せるものではない。今後、農林業開発プロジェクトにおいてよりいっそうのＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮を組み込んで行くためには、様々なプロジェクトにおける試みを同一の視点から記述したケース・スタデイとして継続的に蓄積していくこと、そして同時に現在進められているプロジェクト・サイクル・マネジメントの導入や評価・モニタリングのスキームについても多面的な検討、組織的な取り組みを深めていくことが強く望まれる。

注４　手法的な側面を議論するについては、それに先だって「プロジェクト」の定義についての検討も必要であろう。我が国のプロジェクト方式技術協力は、相手国実施機関に所属するカウンターパートに対する技術移転を通じてその事業に協力するもの（すなわち事業の実施主体は相手側機関）であり、ＮＧＯ等が自ら主体となって事業を実施する、あるいは他の援助機関等が相手国実施機関と共同で事業の直接的な実施を担うのとは構造的に異なっている。プロジェクトの活動に住民を直接の対象とするようなコンポーネントが含まれる場合も、技術移転プロジェクトの場合、あくまでモデルの構築ないしは実証としての位置づけであり、それらの活動を通じてカウンターパートに技術を移転することが主眼である。したがって、必要とされるＷＩＤ、社会・ジェンダー配慮について、またプロジェクトサイクルにおける評価やモニタリングの手法について検討する場合、その違いを十分に理解した上で考慮することが当然必要となってくるであろう。プロジェクトの定義を巡る議論は本検討事業のテーマをはるかに越える問題ではあるが、今後の検討課題として提起しておきたい。

第３章　農林業開発プロジェクトの波及効果を各種側面からとらえるための視点

－WID、社会／ジェンダー視点を踏まえたモニタリング・評価手法の開発に向けて－

３－１．改良普及活動の視点

１）普及活動の手法

1948年、日本に農業改良普及事業が発足して以来、「普及は教育であり、普及活動は教育的でなければならない」といわれてきた。このことが強調されている理由は、普及活動はややもすると「単なる技術の伝達」と受けとられ易く、それでは普及の本質を説明していることにはならないからである。このため普及事業は教育的手法でもって「考える農民」を育成し、支援してきた。そして今、新食糧法の実施を機に「考える農民」は、経営管理能力を身につけた「経営する農民」となっていく。普及事業も同時に、こうした農民のニーズに応えるだけの支援ができる活動体制を整えていくことが課題となっている。

人間や社会活動の発展行動においては、問題の発見から解決までの行動は、「課題の設定」、「課題の解決」、「評価」とつながり、この「評価」の中から次の問題が発見されるというラセン状の発展的行動パターンをとる。普及活動では、これを「問題の発見」→「活動の計画」→「活動の実施」→「活動の評価」、そして、そこから拡大・発展して次の「問題の発見」につなげる手法を取っている。これは国内はもとより、海外技術協力の活動においても活用している手法である。

例えば、T国東北部造林普及プロジェクト、M国農林普及訓練プロジェクト、H国養豚開発計画の３プロジェクトにおいて、その波及効果をとらえるには、基本的人権や人の能力向上、社会参画、Basic Human Needs、生活の質といったものを、どのような指標によってとらえるかということが重要となっている。この指標は、地域の自然、社会的背景により異なるが、日本の農業改良普及事業（農業改良＋生活改善＋青少年育成の三本柱）の生活改善の取り組みを振り返ることにより、参考となるものが得られるものと考えられる。

２）ジェンダーと「考える農村女性」

(1)　農村女性の権利・地位の向上

近年、ジェンダー・ギャップの解消が世界的な課題になっている。ジェンダーの基本的な考えは「社会的経済的弱者の権利・地位の向上」であり、この弱者の多くを占めているのが農山漁村の女性（以下「農村女性」という。）である。ジェンダーを考えるときは、

農村女性の評価が農業生産活動への参画や意志決定に関わる権利と地位の向上にまでつながっていかねばならないし、このことが当事者たちの念頭にあらねばならない。

しかし、このことを実現するためには、長く厳しい活動があり、そのためには国際機関や当該国、それに各種機関・団体の支援が必要なのである。この点では、日本における生活改善の足跡が大きな参考になるものと思われる。

日本では組織的な生活改善において50年以上の歴史がある。その中でも、農村女性が自らの権利と地位の向上を社会的に認められるまでには、長年の地道な労働環境や家庭環境の改善活動が必要であり、こうした改善活動の積み重ねの末、近年ようやく農村女性が社会活動の表面に表われてきたところである。

(2) 生活改善の仕事内容

このようなジェンダー・ギャップに対応して、生活改善普及事業が戦後設置され、農村の民主化・農家生活水準向上のための活動を展開することとなった。

日本における生活改善の普及活動の基盤は、家庭生活（農家）全般を対象として調査・分析し、その中から何が問題かを把握するとともに、それに対する改善方策を立て活動のプログラムを構成し、指導するところにあり、衣・食・住のタテ割りでなく家族の健康管理、家族の協力による労働の能率化・省力化、家庭生活の適正な運営・管理等全部含めて「何が問題か」を発見（把握）し、その発達（改善）をうながすものである。つまり、生活改善とは、例えば、冠婚葬祭簡素化とか文化器具が沢山入ることがその主たる活動のように思われているが、それは活動の結果に過ぎず、その本質は「毎日のくらし方がよくなる」ことのため、何を対象に、どのように改善したいのか明確にし、それに向かって活動を展開することである。

◎生活改善へのプログラム

・こうなりたい願望が先にある（問題解決の必要性）
↓
・解決の手段を考える
↓
・更に、より良くなることを求めてゆく（昨日より今日のくらしはより良く、昨年より今年はより良くなるように、家庭生活と社会生活を一緒に考える）

『生活改善におけるより良い生活とは、そうなりたい生活とは、どういうことか』

家庭生活における役割・機能を考えると、その基本的なものとして、次の６つの分類があげられる。

① 労働力の再生産の場として

《栄養》エネルギー補給を欠せない。働きに見合うエネルギーの補給が大切。何をどれだけ、何時食べるか大切となる。

《睡眠、休養》人間は働く機械ではないので、燃料補給だけでなく一日の疲労回復、明日また働くために睡眠は重大な役割を担っている。そのため、時間、寝具、寝方、ス

ペース、等睡眠、休養の状態を改善する。

② 消費の場として

経済構造からみると、家庭は最終的な消費を担っている。消費の仕方がまずいのは、そのものの価値を生かした使い方やくらし方が出来ていないためである。衣服の買い方・洗濯のし方、食物の買い方（新鮮なものを安く、どんな食品を購入すればよいのか）、科学的な使い方等、良い生活にするか、不満足な生活にするかは、毎日のくらし方によって決定されるものである。

③ 人間形成の場として

毎日の何でもなく繰り返されている家庭生活の中で、次の世代の人たちが育ってゆく。

（表１）昭和38年当時の農家生活に関する課題と生活技術の考え方

無駄のない生活←	上手なお金の使い方	・かまどを改良する ・着物の持ち数を適量にする ・材料を最も良く生かした栄養の高い食物を調理する ・ものを共同購入する ・自給菜園の計画を立てる ・季節野菜を加工する	・材料のみで家具を手製する ・交際に使うお金のむだを省く
	時間の上手な使い方	・家族で仕事を分担する ・かまどを改良する ・立流しにする ・台所の配置を改善する ・訪問日を決める ・送水設備をする ・共同炊事をする ・仕事の種類の組合せを工夫する ・衣類の早期手入をする	・農繁期保存食の共同調理を行う ・献立をつくる ・整理戸棚の工夫をする
	労力の上手な使い方	・家族で仕事を分担 ・かまどを改良する ・送水設備をする ・共同炊事をする ・共同託児をする ・調理台の配置を改善する ・仕事の計画をたてる ・定期的に休養をとる ・定期的に娯楽をとる ・早期洗濯をする	・台所の近くに食卓を置く ・農繁期保存食を準備する ・献立をつくる ・戸棚の工夫をする
	物の活用の仕方	・仕事の種類に応じた衣類を着る ・衣類の早期手入をする ・家具の早期手入をする ・季節やさいの加工 ・家の掃除を効果的に行う ・戸棚の工夫をする	・衣類の利用更生をする ・家具のつくり方（遊休資材で作る場合）を学ぶ ・自給食品を使った栄養食をつくる

その人たちの気質、習慣、感覚等は毎日の家庭生活の中で創造される。

④ 民主的社会の基盤として

家庭は一つのまとまった小社会、一般社会の構成単位として大きな役割を持つ。家庭各々がどんな人間関係を作って、家庭という小社会を運営していくのかによって人格が形成されていく。このため、民主的な家庭、共通の場を持つ家庭が大切であり、ただ集合しているのにすぎない無料簡易宿泊所ではない。

⑤ 社会構成の単位として

家庭はいちばん小さい社会の単位であり、一つ一つの家庭が集まって社会は作られる。家庭は人間形成の場、けじめや家庭内の仕事や生活への考え方、態度など家庭におけるこれらのものが社会として育成されたものにつながっていく。

⑥ 伝統、いこい、楽しみの場として

家庭は安全を保証しているところで、肉体的な面ばかりでなく精神的にも安心し、リラックスできる場でなければならない。

以上、家庭生活全般をとらえて生活技術的に分ければ、衣、食、住、家庭管理となるが、これを生活改善として取り組むとなると、「健康で働くには」、「ただでさえ乏しいのにムダはありはしないか、そのムダをなくすには」というような面をその中心に置き毎日の暮らし方そのものを問題にすべきであり、衣の問題、住の問題等その具体的な対策のみをとりあげるのは不適当であり、また生活改善は、農業改良との関連において、生活をより良くするものであると同時に農業改良にも役立つものでなければならないと考えられる。

(3) より良い農家生活への目標と変遷

発足当初、生活改善については、農家の家庭生活全般を対象に衣、食、住が生活だというタテ割りの考え方ではなく、農業労働と家事労働の不分離の中において、「近代的農家生活像」を追求し、くらし全般を含めて「何が問題か」を発見するとともに、その改善を行うといった考え方をその活動の基本としていた。つまり、農家生活がめざす目標において、「健康で働くためには」、「無理のないくらし」、「無駄のないくらし」といった生活における横断的かつ身近な目標を定めた。このような状況において、昭和37年には日々の普及指導活動の中から「農家生活の当面目標」が大別され、整理されるに至った。

これは、

① 農家生活のより良い状態への当面の目標

② 考える農民育成をめざした農家生活に対するより良い態度の当面の目標である。

なお、図1は、B県における「より良い農家生活への当面目標」の普及資料である。これで見ると、生活の改善の考え方は、衣、食、住のタテ割り的な考え方ではなく、総合的に生活を踏まえた上で、その問題を解決することであるという理念が見事に表現されている資料といえよう。

図Ⅰ　豊かで楽しい農家生活の目標

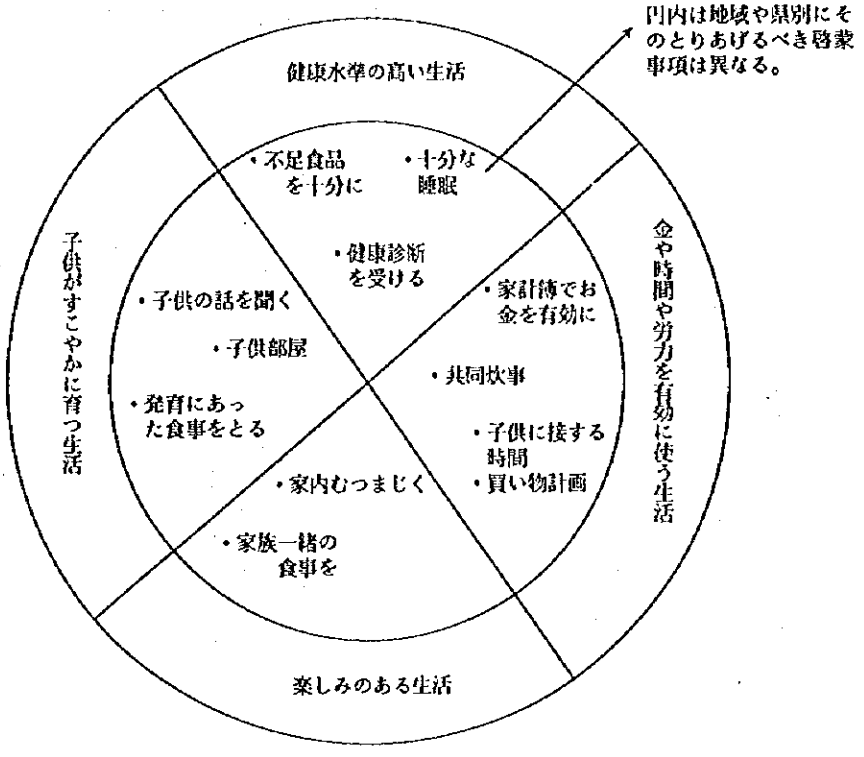

このような総合化された農家生活のより良い状態への当面目標は、上記のとおり農家の生活に対する４つの当面目標と、より良い態度への５つの当面目標とに分類される。

より良い状態では、

Ⅰ　農業勤労者としての健康の維持……健康水準の高い生活

Ⅱ　家庭生活の合理的運営（物、金、時間、労力）……金や時間や労力を有効に使う生活

Ⅲ　次代の農業人の基礎を作るための育児、家庭教育……子供がすこやかに育つ生活

Ⅳ　家族関係の民主化（文化、慰楽のあるくらし）……楽しみのある生活

より良い態度では（日常の暮し方に対し）

Ⅰ　自主性

Ⅱ　科学性

Ⅲ　実践力

Ⅳ　進取性

Ⅴ　社会性

といった５つの当面目標とがあった。

G県事例　「生かそう農家らしさを50万円自給で」

自給を増やすための５・５・５、地域内消費で！

昭和30年以降、日本社会では高度経済成長期を迎え、農家は他産業労働の人々に見合う所得の増加を切望、農業労働力の都市への流出現象が発生し、若者たちの他産業流出、農

業経営主までも他産業に就労、3ちゃん農業（主婦、じいちゃん、ばあちゃん）、1ちゃん農業（主婦）とか呼ばれる中、その主婦までも兼業化したり、農業で生きる人たちにおいては経営規模拡大、単一作目の専業化といった方向を選択せざるを得ない時代が訪れた。

農家の変化とともに、農村社会も過疎化が進展し、若者のいない農村が出現するなど農家、農村の構造が大きく変化した。そのため、農家生活の改善目標や改善のための方策樹立の範囲は、各家庭単位にとどまらず、1町村単位となるもの、および数カ町村を一つの区域とする広い地域に拡大するとともに、これに合せて生活改善も地域社会生活の改善を充実することとなった。

では、将来における農村生活改善（地域の課題と広域の課題との関連（農林省資料から昭和38年））はどうであろうか。

1963年（昭和38年）12月、農業後継者つくり懇談会（第2回）において農村の生活及び環境の改善方策が検討された。主なる内容項目の概要は次の通りである。（図Ⅱ参照）

将来の農村生活改善方策は次の4つの柱に分けて検討された。

① 健康水準の高い生活を維持するために

その内容項目は、農民栄養、農民健康衛生、農家住宅及び農民被服であり、各家庭においては栄養食品確保のために電気冷蔵庫を設置、地域によっては家庭菜園を設定。また、改良便所の設置を行い、更に、汚物処理のためにメタンガス発生装置や処理施設を置き、町村においては清潔な飲料水確保のため全地域に上水道を設置。

② 家庭内の作業能率、物資消費効率の高い生活の推進のために

その内容項目は、家庭管理技術、農家生活の住い方等であり、各家庭においては便利器具の取り入れ、家の新築、また部分改造、家庭簿記の記帳、全地域での月給制の実施及びスーパーマーケットの設置。

③ 育児・家庭教育の充実または近代的な家族関係のために

その内容項目は、養老の問題、農家住宅、家庭管理技術であり、各家庭にあっては育児、家庭教育の時間確保と育児用器具の充実、子供室、夫婦室の分離といった活動を行い、町村においては老人（あるいは若夫婦）用アパートの設置、更に保育所を設置。なお全地帯において父子契約の実施と高校等教育施設の充実。

④ 文化、娯楽の豊かな生活実現の推進のために

その内容項目は、農家住宅、家族団らん室の設置、冷暖房器具の導入、文化娯楽（レクリェーション等）の設備、交通、通信網の整備、町村では娯楽センター、全地域には総合スポーツセンター、生活文化センターの設置、交通施設としては全地域での道路の舗装。

(4) 普及指導活動の方法

改良普及員の普及指導活動は、改善意欲のある対象や問題解決の必要な対象をとらえて指導することから始まる。如何にしたら農家自身の意欲から出発することが出来るか。ま

図Ⅱ　昭和38年に考えた将来の農村生活図（農林省）

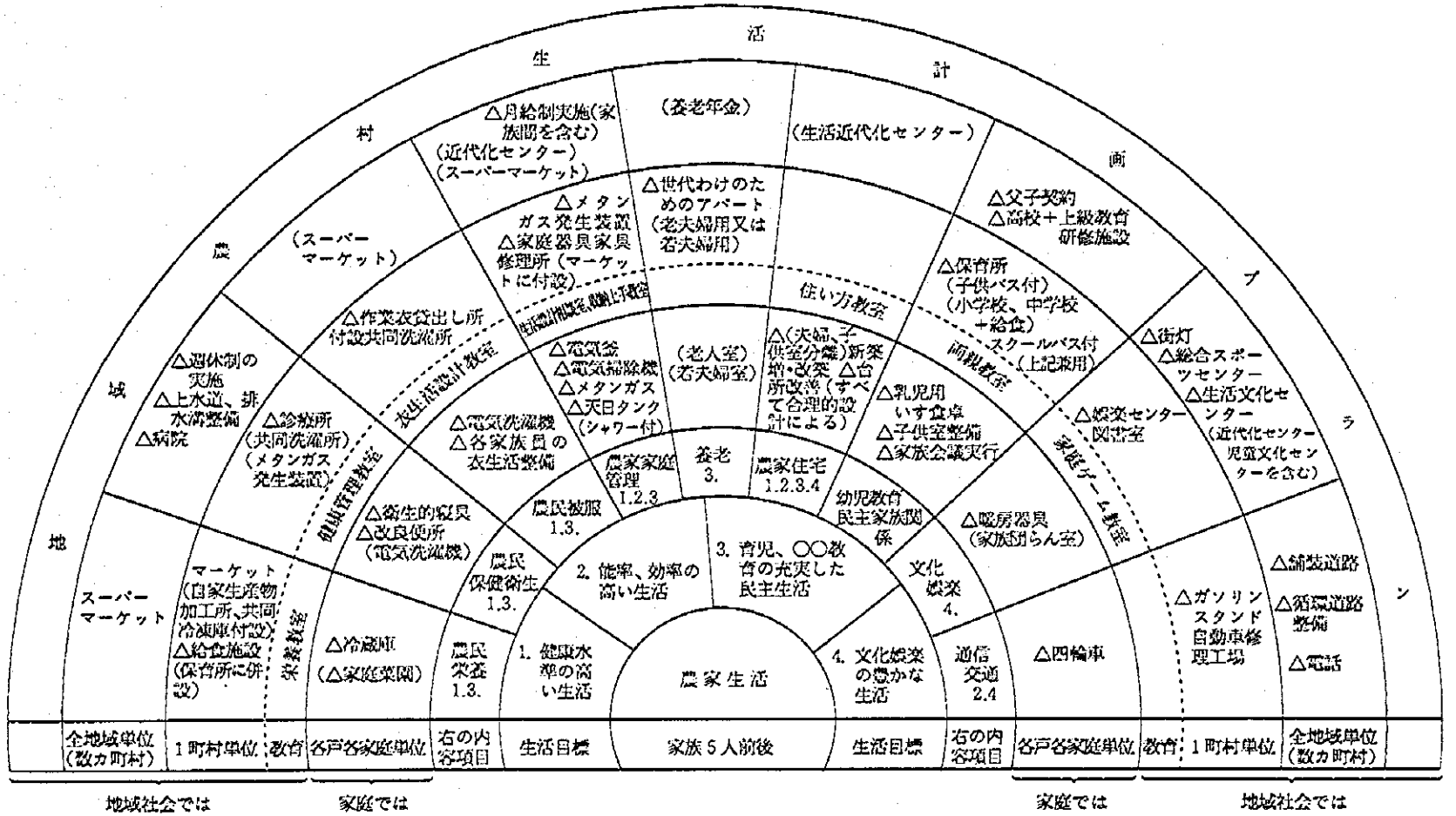

た、生活の向上過程ではどういう風に問題をとりあげ発展させていくかが一つ一つの大きな活動方法の課題となっている。これを整理すると、

① 問題の発見と発達－普及計画による活動

農家自身に問題意識を持たせるとともに、問題を自分のものとして解決するため、すなわち改善計画を普及計画として作成し活動する。

② ディスカッション・座談会（集団思考）

③ 実習……講習会（実際の具体的なものを識る）

④ 示範（演示）……デモンストレーション

⑤ 見学……実物展示（実物事例の見学、幻燈、映画他）

⑥ 講義……講演会（教育効果をあげるには最も貧しい方法）（一方的な方法）

⑦ 戸別訪問……（相手と悩みを共にし、相識り合える効果的方法）

⑧ 調査……（先ず問題発見となる方法と問題解決の効果を得る方法）

⑨ 他官庁、団体等との連絡……┌保健衛生関係、社会教育関係、婦人少年関係
　　農業改良普及員との　　└農協関係、婦人団体関係
　　緊密な連携

⑩ 啓蒙活動……（興味を刺激する）
　　（問題があると思わない状態に対する活動）

等があげられる。

(5) 仕事の計画と対象

・普及計画による計画的活動実施

・年齢の異なった人々、性の違う人々の集まり（男女の場合）の工夫

・家庭における地位、仕事、興味、傾向について（集まった人々は同一ではない）知る

・対象が色々異なっていれば問題の取上げ方、運び方、活動の方法等は大きく異なる。

(6) 活動効果の測定

・活動を一つ一つ積み重ね、一つ一つの活動の効果を測定し、解決されたこと、残った問題は何か明らかにして、次の問題解決へ取り組んでいく。

↓

┌農家生活へのより良い生活の状態（普及計画の課題への到達目標）を知る。
└相手の態度の変化の度合いを知る。

3）日本におけるジェンダー・ギャップへの取り組み

(1) 生活改善活動と農村グループの活動

このような生活改善の普及活動の歴史を踏まえ、農林水産分野における全国的な組織活動を明らかにするため、そのひとつである「生活改善実行グループ全国連絡研究会」（グ全研）の活動を紹介する。1963年（昭和38年）に、当時すでに行われていた「農山漁家生

活改善実績発表大会（農家の人々による生活の改善の実績発表の大会）」の11回目の大会において、各県連の有志が全国組織の結成について相談を行い、1965年（昭和40年）に正会員14県（1,206グループ）で第1回総会を行った。また、この年には第11回世界農村婦人連盟（ACWW）の総会（アイルランド・ダブリン）へ代表を派遣した。

当時の日本の農山漁村における主婦たちの活動の状況は、労働環境や生活環境の整備が中心になっており、その後も、共同プロジェクトは農家生活や周辺地域の改善に関するものが多く、以下の共同プロジェクトが実施された。

・「明るい家族関係を築くために」および「住生活の実態調査の実施」（1965年）
・「主婦の役割りを果たすには」（1966～1967年）
・「自分の時間を持つくらし」（1968～1969年）

こうした中で、農村女性たちにおけるジェンダー・ギャップの悩みは多く、「私たち農村女性は家庭においては“無角牛”と譬えられるほどで、ただ働かされるだけで、家の相続の権利も認められておりません」という声が出ていたが、社会における大きな運動にまでは結びついていないものであった。当時の日本の農村社会の状況の中における農村女性自身やそのおかれている環境では、まだ女性の権利・地位の向上を求める活動が盛り上がるまでには至ってなかったと思われる。農村女性が社会的な発言ができるようになったのは、農村女性が家庭や地域活動において主体的な存在になってからで、それは女性の農業委員などが選出されるようになってきた90年代に入ってからのことである。

平成5年（1993年）の農業構造動態統計によると、農業就業人口440万人のうち女性が58%を占めており、「農業・農村の変化に伴う農村婦人の役割変化に関する調査」の結果では、農村女性の約40%が作物の作付けおよび売買において主導権を持っていると報告している。

また、農業分野における社会・経済活動事業の意志決定の場として大きな力を持っている農業委員、農協理事、農業士においては、N県では50名の農業委員（平成5年）や農協理事3名（平成7年）、またK県においても農協理事1名が誕生している。K県の場合は、女性の正組合員化を進めていて、正組合員の3分の1が女性で、女性の総代が約70名出て、その中から理事が1名選出された。

(2) 女性の主体性の確立と地域の活性化活動

農村女性は農作業や農家生活において大きな役割を担っているにもかかわらず、社会的には発言権が弱いということは、概ねどこの農山漁村においても言われていることであるが、O県もその例外ではなかった。

こうした中で、「農村女性が主体性を確立させるにはどのような活動が必要か」ということを課題として、O県では生活改善推進者が農業改良普及センターと共に地域活動を展開している。

O県には130名の地域リーダー（農村女性活動推進者）がいる。このリーダーたちが地

域の農業改良普及センターとのパイプ役となって地域の農村婦人の活動を支援しているが、個々の地域だけの活動だけにとどまらず、全県的な活動を展開しようと、今まで県下にあった女性集団を全県的な組織（O県農協婦人組織連絡協議会）に結び付けた。この組織をみると、まず地区段階では農山漁村の女性集団12組織（136人）からなる集団連絡協議会があり、県段階ではO県農協婦人組織協議会、同生活改善連絡協議会、同酪農青年婦人会議、同たばこ耕作組合婦人部、同〇〇牛生産婦人組織連絡協議会、同農村若妻会、同花き生産婦人組織協議会、同婦人農業経営士会の合計８組織33,439人（平成６年現在）が構成メンバーである。

この組織が掲げている活動の目的は、農村女性の主体性の確立と地域の活性化であり、活動の成果は以下のとおりである。

・社会参加の機会が増加して農村女性の活動が社会的に認められてきた。
・ビジョン（農山村ビジョン21）の実現に向けて催されるさまざまな研修に参加ができるとともに、地域内外や異業種の人たちとの情報交換ができた。
・社会的な活動への参加とともに発言の機会も多くなり、併せて自らの責任も認識するようになった。

こうした活動の背景にはO県や地域が推進している「一村一品運動」がある。つまり地域の特産物の開発（研究、栽培、加工）や販売（消費者や流通業者との交流）を通じて農村女性は社会活動の表面に出てきたことと、併せて農村女性の能力が社会的に評価されたことがあげられる。

また、このことから、

・農村女性が自分の預金通帳を持つことができた
・長年培ってきた自分の技術が活かされた
・自分個人の人格・能力が評価された
・社会的なつながりができた
・地域において多様な活動の場ができた

という結果がでている。

今後、これらの農村婦人が手掛けたい事業としては、アンケート調査によると、農産加工（30.8%）、ふれあい・まちづくり（25.5%）、レストラン（10.3%）、体験農場（4.9%）、民宿（3.6%）となっている。

この事例からは、県や地域のビジョンの具体的な目標が農村女性の組織的な活動に結び付いたことと、これを仲介としてリーダーの育成や社会活動の場づくり等といった普及指導活動の成果を汲み取ることができる。

この評価から次の課題への拡大・発展が展望される、「自己発現をした農村女性の個人的な成長」と、「その所属母体である集団がどのように変化をしていくのか」について新たな局面や課題が出てくる。

こうしたことの積み重ねが農村女性の社会参画を推進してきたものであり、このような活動の国際的な行動として、平成7年9月にアジアではじめての第4回国連世界女性会議が北京で開催され、「北京宣言」が採択されたところである。(参考資料1及び2参照)。

4）途上国の農業開発とジェンダー

(1) タンザニアの事例より

途上国では、国際世論や当該国の民主化・人権問題からジェンダーに取り組んでいるところは多く、それぞれの国の施策にもこれが大きく掲げられているが、現実には慣習や宗教上からジェンダー・ギャップは大きい。これは一挙に解決できるものではなく、国際世論や国の施策、それにジェンダーに関わる機関・団体などがバック・アップするとともに、当事者たちはジェンダーの理念を念頭において開発計画の中にジェンダーを折込み実行に移していくことになる。その点においては、50年以上の歴史を持つ日本の生活改善の足跡は大きな参考になると思われる。タンザニアの母子福祉センター拡充計画の活動状況をみると、現地の生活様式や価値観などは日本と違う部分はあるが、対象住民のレベルは昭和20～30年ころの日本とかけはなれていないと思われる。「カマドの改善」、「10羽養鶏」、「衛生害虫駆除」、「貧血対策」などについて、地域の保健所と共同で活動した一昔前の日本の活動のやり方が導入されても良い状況であると考えられる。

タンザニアの農村では、概して情報や教育は男性のみにもたらされていて、女性には情報を得たり、賃作業につく機会が恵まれているとはいえない。新しい農業開発計画や省力的な農業技術・設備は男性に取られており、女性たちは重要な農作業を担っているが、その作業についても伝統的な道具で行っているところが多い。

タンザニアの普及は植民地時代からの歴史につながっている。当時の普及は作物生産を確保するために法律化して農民を働かせていたもので、男性は換金作物を生産し、女性は家事と家族のための作物を生産していた。このことは、やがて換金作物生産が拡大して、従来の耕地が侵食されると、家族の作物生産の耕地が換金作物用にあてられて、女性の耕地は作付条件の悪い傾斜地や高地部へと追いやられていくことになる。その上、女性たちの労働は家事労働としての薪取り・水くみ・それに妊娠（多産）などに加えて男性が担当している換金作物の生産にも従事させられることとなり、女性のジェンダー・ギャップはますます大きいものになってくる。

こうしたジェンダー・ギャップは、社会的・文化的な背景があり、そこには植民地時代からのエステート重視政策、結婚時における金銭やりとりの習慣、更に避妊についての男性の理解の乏しさ、そして基本的には女性の主体性が認められていないことと、併せて女性が自由に使える金がなかったこと等の要因が重なって形成されたものと考えられる。こうしたことについて、タンザニアの西 WASHAMBAA 地区で土壌侵食防止に立ち向かった農村女性たちの事例がある。

(2) 土壌侵食防止に立ち向かう農村女性たち

1970年にタンザニアの前大統領が「1970年を成人教育の年」と宣言して以来、農民の教育の機会が増えて、成人教育に参加する小規模農家が出現するとともに、農民の組織化も進み、普及員との接触の機会が増加した。

また、1992年にはタンザニア国政府が「タンザニアにおけるWID政策」を出して社会のあらゆる分野の活動においてジェンダー配意をすることを呼びかけたことにより、ジェンダーについての意識が国民の中に浸透してきているようである。しかしながら、金銭の授受についてはいまだに男性優位である。

こうした中で、1984年にSECAP（Soil-Erosion-Control-Agri. Project：土壌侵食防止計画）が導入されたが、ここでは32の農村女性グループが侵食される耕地に果樹や野菜、家畜を導入して農村女性の手でアグロフォレストリーを蘇らせて農村女性が主体的に農業を展開するまでになっている。

西WASHAMBAA地区はタンザニアの北西部にあり、地域面積の70%にあたる4,500haが農用地である。海抜は900～2,200mで、600～1,200mmの降雨量がある。主な作物はマメとトウモロコシで、その周りにポテトとコメを作っている。この他バナナ、サトウキビ、キャサバ、ムギ、サツマイモ、コーヒー、チャ、リンゴ、プラム、モモ、アボガドなどがあり、野菜は換金作物として重要な作目になっている。

この地区の人口は1988年では357,000人であったが、年3%の割合で増加している。平均家族数は10～11人で、労働できるのは5～6人、20～30歳では女性の方が数が多い。それは男性が労働者として町へ移住して出ていったからである。

農家の耕地面積は平均2haで、そのうちの10%が丘の上、20%が谷の底、70%が斜面にある。

この地区はかつては自然林に覆われていて、アグロフォーレストリーとしてよい環境条件を備えていたが、植民地時代にはチャ、コーヒー、タバコ、西洋野菜、フルーツといった換金作物が肥沃だった土地を占有し、独立後は人口増加とともに自然林が伐採されて住居地となり、更に伝統的な農法は不安定な状況になったことから、農村女性にこれらの影響が覆いかぶさってきた。従来の家族の食糧としての作物生産地が換金作物の生産地の拡大にともない隅においやられ、家族のための食糧生産や薪取りの作業などの多くが谷底や傾斜地で行われること、更に作付けの増加や男性不足のために換金作物の生産にも従事しなければならなくなったことである。中でも特に深刻な問題は、農用地が侵食されて、換金作物はもとより、家族のための食糧作物の生産も減収してきたことである。

そこで、農村女性たちは問題の深刻さに気付き、身近な仲間と語り合ううちに、問題の原因は“環境破壊”であることに注目した。これがSECAPと結びつくことになり、同地区の女性たちが主体的に活動して、自然界のエコロジーを安定化させるとともに、農村女性が重労働から解放され、農業生産も上げようという大きな活動目的が確定した。以下は

その活動の経過と評価である。

① パイロット5集落の選定

② 共通問題の確認

ア．問題が地区内の女性に共通して直面しているものであること

イ．問題解決の目標が農業における女性と土壌侵食の問題に関連していること

ウ．問題解決の目標が女性に関することが優先していること

③ 問題解決への取り組み

農村女性たちは常に議論をしながら問題解決に取り組んだ

④ 活動方法

プロジェクト活動中において、女性たちは農業問題の克服に努力している女性の問題も取り上げるとともに、農業技術の吸収や小さなプロジェクトで自分たちの収入を得ることも考えたし、他の非農業部門の問題についても検討した。

⑤ 活動計画

参加者グループを交えた活動計画はSECAPの普及アプローチと今後の活動を織り込んで入念に作成した。

⑥ 評　価

1990年5月に行ったパイロット段階の活動の評価では、5集落における農村女性たちは森林伐採がもたらす悪影響を理解して、土壌侵食の防止と土壌の肥沃化に傾注するようになった。また5集落のうちの4集落は水と薪木の採集を優先課題に上げ、そこで次の3課題が取り上げられた。

ア．栽培作物の品種を多品種にする。

イ．彼女たち自身が所有する苗木を育成する。

ウ．土壌保全を行う。

8月には、5月の内部評価をもとにした活動計画の策定が参加グループと普及関係者を交えて行われたが、このとき新しい課題として、集落において農村女性たちだけが自由に話し合える「場」や「特別農村女性の日」がほしいということ、それに農業改良普及所からの重点指導を求める要求が共通課題として出てきた。

農村女性の活動は発展して、11集落、92グループ、725名が前述の共通課題の解決を目標にして活動している。これらのグループは農業経営の簿記や会計の研修も受けており、このうちの28グループからは公共機関のリーダー、秘書、会計などの役職に選ばれるものも出ている。また、92グループ以外の24グループは1シーズンで9万本の多品種の苗木を育成して、個別グループや個別に配布して収益を上げている。

この他、それぞれのグループは安定化した土壌において多様な果樹、野菜、穀物などを栽培し、しかも、それらは農村女性が主体的に行った事業として成果を上げ、個々の家庭はもとより、集落においても評価を高めている。

これらの農村女性の活動の経過を以下のとおり要約できる。

《問題の発見》

・多くの傾斜地では農村女性たちが家族のための食糧作物を栽培していた。

・森林伐採と土壌侵食は、水と薪木の確保に困難をもたらせた。

・農村女性たちは、これらの問題を自から解決できるような客観条件にはなかった。

・また、農村女性たちの評価は、社会的にも低く、しかも小さなグループや小集落レベルにおいては問題が大き過ぎた。

《課題の解決》

・SECAP を受け入れて組織化を図るとともに、グループを通じて、技術や問題解決への情報が彼女たちに伝えられた。

・普及職員は、集落において伝統的に男性と女性にジェンダー・ギャップがあり、女性グループと共に活動をした経験がなかったにもかかわらず、プロジェクトに参画した。

・一方、農村女性たちも、男性普及職員が農村女性集落グループと連携して活動することをそれぞれの主人たちに、容認してくれるように働きかけて、理解してもらった。

《活動の評価》

・現在では、生産分野において農村女性が技術革新を行うことを男性たちが認めるとともに、植林も含めていかなる改良であっても男性たちは女性たちのこうした活動を賞賛している。

《次への課題》

・農村女性たちは本当の農業改良というものに興味を持ち、これからの問題解決の行動に結び付けていこうとしている。

5）海外技術協力プロジェクトに対応した活動計画

(1) 相手国の文化性の理解

普及指導活動は、地域農業なり農家経営の中においてその改善に関する問題の発見から始まり、農家に対してそれを改善しようとする動機づけをしたり、適切な助言をして、「改善計画」、「実施」、「評価」へと導く、その「評価」を経て次の「問題発見」へと結びつけていくが、海外技術協力の場合は R／D（相手国と協力国との間の合意）の前にすでに事前調査などができているので、協力専門家によるプロジェクトチーム（または個別派遣）が活動を始めるのは R／D または TSI（暫定実施計画）に対応した「活動計画の策定」からである。

したがって、R／D に掲げられている目標は「共通認識されたもの」であるが、実際にプロジェクト活動が始まる段階においては、時たま相手国の上層部が R／D を超える目標を期待したり、カウンターパート（C／P）が目先の目標を重視することも考えられる。この場合は、プロジェクト活動の筋道だけは明確にして関係者との合意を得ておく必要が

ある。プロジェクトチームの中では、相手国の上層部の関係者にプロジェクト活動に参加してもらって、プロジェクト活動の理解を得ているところもある。

特にプロジェクトによっては、相手国の農村や農民の実態、社会慣習に即して活動しなければならないものもあるので、まず相手国の文化は日本のそれと異なっていることを理解しておく必要があろう。この点についてはC／P等の関係者は自らの国の自然条件や文化性を前提にした改善方法を考えているので、彼らの考えを組み入れるという形をとることは、プロジェクト活動の進展の上からも効果的であるし、またR／DやTSIの内容とプロジェクト活動との整合性も確認できて、誤解を生むようなトラブルも未然に解消するのではないかと思われる。

近年、ジェンダー視点に立ったプロジェクトが考えられているが、現在進められているプロジェクトでは当初の計画段階においてジェンダー視点からモニタリング、評価することには困難性がある。そのため現状ではジェンダー配慮をしながらプロジェクトを進行させているところもある。R／Dの目標を見失うことなく短期目標、中期目標、長期目標を設定する場合にジェンダー配慮をしていくことも必要ではないか。特に普及の視点からプロジェクト活動を進めていくには、現場の人たちの参加と理解・協力が必要で、現場の状況把握や問題の発見、それに農民との意志の疎通を図る配慮が重要である。

(2) 普及による農業技術の研修プロジェクト

現在、普及分野において日本が協力活動を行っているのはスリランカにおける農業普及改善計画（AEIPG）とタンザニアにおける農業技術者訓練センター計画（KATC）である。この二つのプロジェクトはいずれも1994年にR／Dが締結して同年にプロジェクトチームが派遣された。

KATCの基本方針は、タンザニアの農業技術者や中核農民（研修参加者）が稲作の課題を把握して、問題の解決法を発見するとともに、それを解決するための指導活動を効果的に進められる能力を習得させることである。

KATCは発足してまだ間がないので、まずプロジェクトに対応した活動計画をしっかりしたものにしようと活動計画の基礎固めをしているところであるが、特にタンザニアでは女性と農業との関わりは大きいので、研修関係職員21名のうち7名は女性職員を配置して、農業技術研修内容も農村女性を配慮したものを作成することとしている。また、このような研修体系の組み立てにおいても、新しい技術を早急に普及するには集落の人間関係が大きく影響することから、農村の集落構造や農村女性労働の実態調査をして、女性労働、賃金の決め方、労賃と家計の関係などを把握しようとしている。

この他の構想として、「研修終了者による巡回指導」や「現地研修会」を考えている。「巡回指導」については、KATCでの研修終了後1年以内の者を対象に、研修指導官が現地に赴いて「現地相談会」を開催するものである。このことによって研修員のアフタケアーができるとともに、現地の状況を汲み上げて研修カリキュラムの改善に活用する。「現地

研修会」は（ミニKATC）ともいえるもので、タンザニア国内の研修所や農業研修機関を利用して、KATCの教官が主体となり、外部講師の協力を得て短期間の研修を行うものである。この研修の参加者は、会場周辺に勤務している普及員、灌漑職員、農業機械職員、中核農民等である。研修期間は1週間程度で、研修内容は地域の実情にあわせた技術の修得をさせることにしている。

交通事情の悪い中を、遠いところから研修センターに来させるよりも、こちらから出かけようという発想である。

(3) ボトム・アップ方式の普及活動による農業開発プロジェクト

AEIPGの目的は、スリランカ内のココナッツ畑において土地の有効利用と農業生産の多様化を図ることで、その内容は次のようになっている。

① ココナッツ畑における間作作物の生産技術の改善

栽培技術の改善、適切な作物と品種の導入試験、経済作物栽培体系の改善、水管理技術の改善、実証圃における展示

② 農業普及方法の改善

ボトム・アップ方式の普及活動方法の導入、モデル地区における自主的な生産集団の育成とモデル展示圃の設置、展示圃を用いた普及活動方法の実証、普及指導活動の評価

③ 研修教材の開発

研修や普及活動に必要な教材の開発

④ 研修の実施

普及員および村落行政官に対する改善された普及方法の研修、普及員および生産集団のリーダーに対する作物生産技術の研修

当該プロジェクトの地区人口は174万人（1991年）で、面積は1,399平方キロ、農用地はそのうちの57%である。その農用地の約80%にココナッツが栽培されている。プロジェクトの目的はこの地域の人が、土地を有効利用して多様な作物を栽培できるようにすることである。その普及指導方法として「ボトム・アップ方式」を取り入れることにしたが、これは「農民のニーズを原点としてプロジェクト活動の内容を組み立てていこう」という構想である。

普及指導活動の方式には「トップ・ダウン」と「ボトム・アップ」、それにこの2つの中間をいくものがあり、途上国の多くは行政の中に普及を入れて「トップ・ダウン」（上意下達）の効果を図った普及活動方式を採用している。

これと対照的なのが「ボトム・アップ」で、地域住民の意見を上（行政）に汲み上げていくという思想がある。スリランカがこのプロジェクトに「ボトム・アップ方式」を採用したことについては今後の同国の農業政策を考える上大きな関心が持たれているところである。

AEIPGはこうした流れの中で活動を開始したばかりであるが、活動の経過と現状は別掲のとおりである。

（参考資料）

「普及活動の基本」（新普及活動シリーズ№４）（社）全国農業改良普及協会

「灯」120号　生活改善実行グループ全国連絡研究会

「第７回　農山漁村婦人の日　記念誌」

「農業普及研究 第１巻第２号」（Ｏ県における女性の主体性の確立と地域活性化の活動状況）

Women in Agricultural Extension (Experiences of SECAP with Integration of Women into Agricultural Extension)

「海外技術協力事例集　№４」（Ⅰ．スリランカにおける農業普及改善計画の構想と課題、Ⅱ．タンザニアにおける農業技術者訓練センター計画の活動ほか）

プロジェクト活動の経過と現状（1994年７月開始）

プロジェクトの目的：ココナッツ畑において、土地の有効利用及び農業生産の多様化を図ること。

活　動　内　容：本紙下段、「TSI……」の項に要約を記載。

モデルグループの選定・ＡＩに対するアンケートの実施
（質問表作成・プリテスト・７郡26名のＡＩに推進依頼）

ＡＩ＝農業普及員
ＶＯ＝村落行政官
ＧＬ＝グループリーダー

推薦された50グループの回答内容を検討し、７郡各２グループ・計14グループを内定（現地調査、代表農家、ＡＩに記入内容を確認）

地域性も考慮しながら次の基準で５郡各１グループ・計５グループを選定

A村	B村	C村	D村	E村
比較的優れた若いAIが担当している地域	比較的優れた農家を中心に、類似したココナツの間作経営をしている農家群があり、将来モデルになると予想される地域 比較的村内を熟知し、信頼感の厚い、ある程度農業の事を知っているVOがいる地域	比較的優れた農家を中心に、類似したココナツの間作経営をしている農家群があり、将来モデルになると予想される地域 比較的優れた若いAIが担当している地域 比較的村内を熟知し、信頼感の厚い、ある程度農業の事を知っているVOがいる地域	比較的優れた農家を中心に、類似したココナツの間作経営をしている農家群があり、将来モデルになると予想される地域	比較的優れた若いAIが担当している地域 比較的村内を熟知し、信頼感の厚い、ある程度農業の事を知っているVOがいる地域

試験圃・実証圃の設置、モデルグループの育成、教材作成、研修の実施に必要なデータ収集
（調査表の作成、プリテスト、農家75戸、ＡＩ・ＶＯ各５人に面接調査、調査結果の解析）

ＴＳＩに定められた活動項目、調査結果を生かした活動の経過・現状（①活動の開始時期 ②活動の内容）

試験圃の設置
①95年６月
②野菜の作付・基礎資料の収集
既存のその他作物の管理・観察

実証圃の設置
①95年７月
②プロジェクトサイトに試験の農家からヤシ葉を借用・条件整備
野菜分野－実施中
その他作物分野－別途準備中

モデルグループ育成・モデル展示圃設置（県内５カ所）
①95年７月
②グループ育成
AI、VO、GLと準備会議の研修開催
グループ員総集会の研修開催
活動計画・展示計画・予算計画の策定
共同活動の開始
共通作物の栽培、共同作業、局の共同購入・共同販売、研修会の開催
モデル展示圃の設置
グループ毎にエーカー規模の展示
グループ集会で決めた作物の植付がほぼ完了
作業のポイント毎に研修会開催

教材の作成

研修の実施
①95年１月
②モデル展示圃設置、AIミーティングの場を利用して、AI、VO GLに対して、普及方法、指導技術の研修を実施

評価　今後の活動予定

位置付けの再検討が必要	少し遅れている	軌道に乗ったと判断される	遅れている	体系化が不十分である
ヤシ畑の下の条件に恵い等により、使用圃場を現在建設中の観光ハウスに開設する	３月末迄に作付を終り研修等に利用する	今後研修の本格化と相まって、グループ育成・展示圃の実施とも、一層内容の充実に力を入れていきたい	直ちに課題整理に着手する	モデルインフラの完成を待って計画的に実施する

（参考資料１）

平成８年２月１日版

北 京 宣 言

（総理府仮訳案）

１．我々、第４回世界女性会議に参加した政府は、

２．国際連合創設50周年に当たる1995年９月、ここ北京に集い、

３．全人類のためにあらゆる場所のすべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを決意し、

４．あらゆる場所のすべての女性の声を受けとめ、かつ女性たち及びその役割と環境の多様性に留意し、道を切り開いた女性を讃え、世界の若者の中にある希望に発奮し、

５．女性の地位は過去十年間にいくつかの重要な点で進歩したが、その進歩は不均衡で女性と男性の間の不平等は依然として存在し、主要な障害が残っており、すべての人々の安寧に深刻な結果をもたらしていることを認識し、

６．また、この状況は、国内及び国際双方の領域に起因し、世界の人々の大多数、特に女性と子どもの生活に影響を与えている貧困の増大によって悪化していることを認識し、

７．無条件で、これらの制約及び障害に取り組み、世界中の女性の地位の向上とエンパワーメント（力をつけること）を更に進めることに献身し、また、これには、現在及び次の世紀へ向かって我々が前進するため、決意、希望、協力及び連帯の精神による緊急の行動を必要とすることに合意する。

我々は、以下のことについての我々の誓約（コミットメント）を再確認する。

８．国際連合憲章に謳われている女性及び男性の平等な権利及び本来的な人間としての尊厳並びにその他の目的及び原則、世界人権宣言その他の国際人権文書、殊に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に関する条約」並びに「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」及び「開発の権利に関する宣言」。

９．あらゆる人権及び基本的自由の不可侵、不可欠かつ不可分な部分として、女性及び少女の人権の完全な実施を保障すること。

10．平等、開発及び平和の達成を目的とするこれまでの国際連合の会議及びサミット－1985年のナイロビにおける女性に関するもの、1990年のニュー・ヨークにおける児童に関するもの、1993年のウィーンにおける人権に関するもの、1994年のカイロにおける人口と開発に関するもの、及び1995年のコペンハーゲンにおける社会開発に関するものでなされた合意と進展に基礎を置くこと。

11．「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の完全かつ効果的な実施を達成すること。

12．思想、良心、宗教及び信念の自由に対する権利を含む女性のエンパワーメント及び地位向

上、したがって、女性及び男性の個人的又は他の人々との共同体における、道徳的、倫理的、精神的及び知的なニーズに寄与し、それによって、彼らに、その完全な潜在体力を社会において発揮し、自らの願望に従って人生を定める可能性を保障すること。

我々は、以下のことを確信する。

13. 女性のエンパワーメント及び意志決定の過程への権力へのアクセス（参入）を含む、社会のあらゆる分野への平等を基礎にした完全な参加は、平等、開発及び平和の達成に対する基本である。
14. 女性の権利は人権である。
15. 男性と女性による平等な権利、機会及び資源へのアクセス、家族的責任の公平な分担及び彼らの間の調和のとれたパートナーシップ（提携）が、彼ら及びその家族の安寧並びに民主主義の強化にとってきわめて重要である。
16. 持続する経済発展、社会開発、環境保護及び社会正義に基づく貧困の根絶は、経済社会開発への女性の関与及び平等な機会並びに人間中心の持続可能な開発の行為者及び受益者双方としての女性及び男性の完全かつ平等な参加を必要とする。
17. すべての女性の健康のあらゆる側面、殊に自らの出産数を管理する権利を明確に認め再確認することは、女性のエンパワーメントの基本である。
18. 地方、国、地域及び世界の平和は達成可能であり、あらゆるレベルにおける指導性、紛争解決及び永続的な平和の促進のための主要な勢力である女性の地位向上と、固く結びついている。
19. 女性の完全な参加により、あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的、効率的、かつ相互に補強しあうジェンダー（社会的、文化的性差）に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を立案し、実施し、監視することが必要である。
20. 市民社会のあらゆる行為者、殊に女性のグループ及びネットワークその他の非政府機関（NGO）並びに地域に基礎を置く団体が、それらの自治を十分に尊重した上で、政府との強力に参加し寄与することは、行動綱領の効果的な実施及びフォローアップにとって重要である。
21. 行動綱領の実施には、政府及び国際社会のコミットメント（関与）が必要である。世界会議で行われたものを含め、行動のための国内的及び国際的なコミットメント（誓約）を行うことにより、政府及び国際社会は女性のエンパワーメント及び地位向上のための優先的な行動を取る必要性を認める。
22. 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の目標を今世紀末までに達成するための努力及び行動を強化する。
23. 女性及び少女によるすべての人権及び基本的自由の完全な享受を保障し、これらの権利及

び自由の侵害に対する効果的な行動を取る。

24. 女性及び少女に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置をとり、男女平等と女性の地位向上及びエンパワーメントに対するあらゆる障害を除去する。

25. 男性に対し、平等に向けてのあらゆる行動に完全に参加するよう奨励する。

26. 雇用を含め女性の経済的独立を促進し、経済構造の変革を通じて貧困の構造的な原因に取り組み、機会及び公共サービスへの平等なアクセスを保障する。

27. 少女及び女性のために基礎教育、生涯教育、識字及び訓練、並びに基礎的保健医療（プライマリー・ヘルス・ケア）の提供を通じて、持続する経済成長を含め、人間中心の持続可能な開発を促進する。

28. 女性の地位向上のための平和を確保する積極的な手段を講じ、平和運動において女性が果してきた主要な役割を認識しつつ、厳正かつ効果的な国際的管理の下に、全面的かつ完全な軍備縮小に向けて積極的に働き、遅滞無く、核軍縮及びあらゆる領域における核兵器の拡散防止に寄与する普遍的かつ多国間で効果的に実証し得る包括的核実験禁止条約の締結に関する交渉を支援する。

29. 女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する。

30. 女性及び男性の教育及び保健への平等なアクセス及び平等な取扱いを保障し、教育を始め女性の性と生殖に関する健康を促進する。

31. 女性及び少女のあらゆる人権を促進し、保護する。

32. 人種、年齢、言語、民族性、文化、宗教又は障害のような要因の故に、あるいは先住民であるために彼らのエンパワーメント及び地位向上に対する多様な障害に直面しているすべての女性及び少女のあらゆる人権及び基本的自由の平等な享受を保障するための努力を強化する。

33. 殊に女性及び少女を保護するため、人道法を含む国際法の尊重を保障する。

34. あらゆる年齢の少女及び女性の潜在能力を最大限に開発し、すべての人々のためのより良い世界の構築への彼らの完全かつ平等な参加を保障し、開発の過程における彼らの役割を促進する。

我々は、以下のことを決意する。

35. 女性及び少女の地位向上及びエンパワーメントを促進する手段として、なかでも国際協力を通じて、土地、信用保証、科学・技術、職業訓練、情報、通信及び市場を含む経済的資源への平等なアクセスの恩恵を享受するための彼らの能力を高めることを通じることを含め、それらの経済的資源への女性の平等なアクセスを確保する。

36. あらゆるレベルにおける政府、国際機関及び団体の側の強力なコミットメント（関与）を必要とするであろう行動綱領の成功を確保する。我々は、経済開発、社会開発及び環境保護は、相互に依存し、持続可能な開発の相互に強め合う構成要素であり、それは、あらゆる人々

のためのより良い生活の質の達成への我々の努力のための枠組みであることを深く確信する。環境資源を持続的に活用するために、貧しい人々、殊に貧困の中に暮らす女性の能力を高めることを認める公平な社会開発は、持続可能な開発に対する必要な基盤である。我々は、また、持続可能な開発に関連する基盤の広い、持続する経済成長は、社会開発と社会正義を維持するために必要であることを認識する。行動綱領の成功は、また、国内及び国際レベルでの資源の十分な動員、並びに女性の地位向上のための多国間、二国間及び民間の財源を含むあらゆる入手可能な資金提供の仕組みからの途上国に対する新規及び追加的資源、平等な権利、平等な責任及び平等な機会への、また、あらゆる国内、地域及び国際機関及び政策決定過程における女性及び男性の平等な参加へのコミットメント（関与）、世界の女性に対する責任のために、あらゆるレベルにおける仕組みの創設又は強化を必要とするであろう。

37. また、移行期の経済を伴う諸国における行動綱領の成功を確保し、そのために引き続き国際協力及び援助を必要とするであろう。

38. 我々は、ここに、以下の行動綱領を採択し、政府としてこれを実施することに責任を負うとともに、我々のあらゆる政策及び計画にジェンダーの視点が反映されるよう保障する。我々は、国際連合システム、地域及び国際金融機関、その他関連の地域及び国際機関並びにあらゆる女性及び男性のみならず非政府機関に対し、また、市民社会のあらゆる部門に対し、それらの自主性を十分尊重した上で、政府と協力して行動綱領の実施に対し、充分に責任を負い、この行動綱領の実施に寄与することを強く要請する。

（参考資料２）

第４回世界女性会議行動綱領目次

（総理府仮訳）

平成７年10月５日

第１章　使命の声明

第２章　世界的枠組み

第３章　重大問題領域

－女性への持続し、増大する貧困の重荷

－教育及び訓練における不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス

－保健及び関連サービスにおける不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス

－女性に対する暴力

－武力又はその他の紛争が女性、特に外国の占領下に暮らす女性に及ぼす影響

－経済構造及び政策、あらゆる形態の生産活動及びそれらへのアクセスにおける不平等

－あらゆるレベルの権力と意志決定の分担における男女間の不平等

－あらゆるレベルにおける女性の地位向上を促進するための不十分な仕組み

－女性の人権の尊重の欠如及びそれらの不十分な促進と保護

－あらゆる通信システム、特にメディアにおける女性の固定観念化及び女性のアクセス及び参加の不十分

－天然資源の管理及び環境の保護における男女の不平等

－少女の権利に対する持続的な差別及び侵害

第４章　戦略目標及び行動

A．女性と貧困

戦略目標A．１．貧困の中の女性のニーズ及び努力に対処するマクロ経済政策及び開発戦略を見直し、採用し、維持すること

戦略目標A．２．経済資源への女性の平等な権利及びアクセスを保証するため、法律及び行政制度を改正すること

戦略目標A．３．貯蓄及び信用貸付の仕組み及び制度へのアクセスを女性に提供すること

戦略目標A．４．貧困の女性化に対処するため、ジェンダーに基づく方法論を開発し、調査を行うこと

B．女性の教育と訓練

戦略目標B．１．教育への平等なアクセスを確保すること

戦略目標B．２．女性の中の非識字を根絶すること

戦略目標B．３．職業訓練、科学、技術及び継続教育への女性のアクセスを改善すること

戦略目標B．４．非差別的な教育及び訓練を開発すること

戦略目標B．5．教育改革の実施に十分な資源を配分し、監視すること。

戦略目標B．6．少女及び女性のための生涯にわたる教育及び訓練を促進すること

C．女性と健康

戦略目標C．1．全ライフサイクルを通じ、適切で、手頃な料金の良質の保健、情報及び関連サービスへの女性のアクセスを増大すること

戦略目標C．2．女性の健康を促進する予防的プログラムを強化すること

戦略目標C．3．性感染症、AIDS／HIV及び性と生殖に関する健康問題に対処する、ジェンダーに配慮した事業（イニシアティブ）に着手すること

戦略目標C．4．女性の健康に関する研究を促進し、情報を普及すること

戦略目標C．5．女性の健康のための資源を増加し、フォロー・アップを監視すること

D．女性に対する暴力

戦略目標D．1．女性に対する暴力を防止し根絶するために、総合的な対策を取ること

戦略目標D．2．女性に対する暴力の原因及び結果並びに予防法の効果を研究すること

戦略目標D．3．女性の人身売買を根絶し、売春及び人身売買による暴力の被害女性を支援すること

E．女性と武力紛争

戦略目標E．1．紛争解決の意志決定のレベルへの女性の参加を増大し、武力又はその他の紛争下に暮らす女性並びに外国の占領下で暮らす女性を保護すること

戦略目標E．2．過剰な軍事費を削減し、兵器の入手の可能性を抑制すること

戦略目標E．3．非暴力の紛争解決の形態を助長し、紛争状況における人権侵害の発生を減少させること

戦略目標E．4．平和の文化の促進に対する女性の寄与を助長すること

戦略目標E．5．難民女性、その他国際的な保護を必要とする避難民女性及び国内避難民女性に保護、支援及び訓練を提供すること

戦略目標E．6．植民地及び自治権をもたない領地の女性に支援を提供すること

F．女性と経済

戦略目標F．1．雇用及び適切な労働条件へのアクセス及び経済資源の管理を含む女性の経済的な権利及び自立を促進すること

戦略目標F．2．資源、雇用、市場及び取引への女性の平等なアクセスを促進すること

戦略目標F．3．殊に低収入の女性に対し業務サービス、訓練並びに市場、情報及び技術へのアクセスを提供すること

戦略目標F．4．女性の経済能力及び商業ネットワークを強化すること

戦略目標F．5．職業差別及びあらゆる形態の雇用差別を撤廃すること

戦略目標F．6．女性及び男性のための職業及び家族責任の両立を促進すること

G．権力及び意志決定における女性

戦略目標G．1．権力構造及び意志決定への女性の平等なアクセス及び完全な参加を保証するための措置を講じること

戦略目標G．2．意志決定及び指導的立場への女性の参加能力を高めること

H．女性の地位向上のための制度的な仕組み

戦略目標H．1．国内本部機構及びその他の政府機関を創設または強化すること

戦略目標H．2．法律、公共政策、計画及びプロジェクトにジェンダーの視点を組み込むこと

戦略目標H．3．立案及び評価のための男女別データ及び情報を作成・普及すること

I．女性の人権

戦略目標I．1．あらゆる人権文書、特に女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の完全な実施を通じて、女性の人権を促進し、保護すること

戦略目標I．2．法の下及び実際の平等及び非差別を保証すること

戦略目標I．3．法識字を達成すること

J．女性とメディア

戦略目標J．1．メディア及び新たな通信技術における、またそれらを通じた表現及び意志決定への女性の参加とアクセスを高めること

戦略目標J．2．メディアにおけるバランスがとれ、固定観念にとらわれない女性の描写を促進すること

K．女性と環境

戦略目標K．1．あらゆるレベルの環境に関する意志決定に、女性を積極的に巻き込むこと

戦略目標K．2．持続可能な開発のための政策及び計画に、ジェンダーの関心事項と視点を組み込むこと

戦略目標K．3．開発及び環境政策が女性に及ぼす影響を評価するための国内、地域及び国際レベルの仕組みを強化又は創設すること

L．少女

戦略目標L．1．少女に対するあらゆる形態の差別を撤廃すること

戦略目標L．2．少女に対する否定的な文化的態度及び慣行を撤廃すること

戦略目標L．3．少女の権利を促進し、保護し、少女のニーズ及び可能性に対する認識を高めること

戦略目標L．4．教育、技術の開発及び訓練における少女への差別を撤廃すること

戦略目標L．5．健康及び栄養における少女への差別を撤廃すること

戦略目標L．6．児童労働からの経済的搾取を撤廃し、働く少女を保護すること

戦略目標L．7．少女に対する暴力を根絶すること

戦略目標L．8．少女の社会的、経済的及び政治的な生活への認識及び参加を助長すること

戦略目標L．9．少女の地位を向上させる上での家族の役割を強化すること

第5章　制度的整備

A．国内レベル

B．小地域、地域レベル

C．国際レベル

1．国際連合

2．その他の国際機関

第6章　財政的整備

A．国内レベル

B．地域レベル

C．国際レベル

3－2　農村女性の健康と栄養の視点

1．農村女性の健康と栄養の現状

1）　開発途上国の女性の健康と栄養の現状

開発途上国の女性達の状況を計るひとつの指標として、女性達の教育や健康状態、経済、労働状況等を使用しているが、その実体は概況の把握であり、現況を知る手掛かりのみである。すでに、当検討委員会の初期の取り組みから、開発途上国における女性の位置付けとして、総合的な女性の位置付けランキングや単一指標アプローチの紹介がされてきた。その中で健康、結婚、教育、雇用、社会的な立場等を指標としたものから、女性の状況把握が行われてきたが、残念ながら開発途上国の女性達に関する情報やデータは現在に至っても十分ではなく、農村女性に限っては尚更のことといえる。これは我が国のみならず、どの国際関係機関においても同様の事態であり、女性のための開発及び状況改善を図る上で、大きな障害になっている。今回、既に当検討事業フェーズⅠの第２年次に出された、「農村生活改善のための女性の技術向上検討事業報告書」にある、概況としての女性の状況紹介は割愛するが、保健や栄養分野から見た女性の状況を説明して行きたい。

開発途上国においては男女の区別なく、保健環境が劣悪で改善の余地が有ることは否めないが、男性と女性の健康問題を比較すると、女性は出産と妊娠が大きな死亡原因の一つになっている。女性達は家族の健康を守るために食糧の生産から子供の教育に至るまで、大きな責任を果たしているが、その多くが彼女達の健康に大きく依存しているわけである。女性達の労働は身体を酷使するものも多く、一部の富農の女性のみが他の労働者に労働転換できるのみで、残りの大多数の女性達はどのような状況でも、その役割を果たさなければならない。では、女性達の健康と栄養はどのような状況なのであろうか。第一に途上国の農村部は医療機関に遠く、経済的な要因が尚更その距離を拡大させている。生殖に関する出産、妊娠という事業は、女性達の７割が自宅分娩で、家族、伝統的な産婆等の介助で行われており、近代医学の恩恵を受けることは少ない。衛生観念の欠如や医薬品の不足、母体の栄養不足や衰弱が妊産婦死亡率や新生児、乳児死亡率の高い要因になっている。第二に、出産回数が多いことから、母体の消耗や不衛生で未熟な医療に接する危険性が高まる。第三に、妊娠中であってもなくても、生活労働の軽減や特別な健康、栄養上の配慮がない上、妊娠を忌んできた文化的な背景から、現在でも妊娠中の食生活や健康に関する誤った習慣が残っている。この他に、女性達の保健や栄養に関する認識度や、家族や地域社会の人々の生活習慣や家庭、地域の経済状況、教育の在り方などが、女性達の健康や栄養状況に大きな影響を与えている。日常の生活においても、女性達が直接自ら改善できる場合は少なく、基礎教育の欠如などがその理由として上げられる。女性の健康状態も地域差と国別差があり、それぞれに考慮していく必要がある。開発途上国の女性一般

としてみても、男性に比し女性達には、より多くの健康と栄養上のリスクがあり、彼等の健康と家族計画の必要性等について、我々の再認識が要求されている。

「国際人口開発会議」１９９４年における女性の健康に関する決議事項

人口問題の鍵は女性が、出産を含む自分の暮らしを自分でコントロールできるようになること。特に中絶や妊娠出産による女性の死を減らし女性のためのリプロダクティブヘルス（性と生殖に関する健康）のためのサービスを全ての地域に拡大し、女性の教育水準を高め、性の平等に向けての前進を促進する。

２）農村女性の健康概念

既に、農村女性が健康について多くのリスクを抱えているということを述べたが、日常生活の中でも健康についての不安や小さな疾病を持って生活をしている。多くの農村女性は農業に従事しながら、山仕事や燃料の確保、水の確保や牧畜なども行い、山に海に男性と遜色ない仕事をしているのが現実である。生活の場が困難であるほど、仕事が厳しく医療や保健環境にも恵まれず、伝統的な医術や薬を利用している現実もある。生命に関わらないためか、見過ごされやすい問題であるが、小例を挙げてその現状を説明する。地域差や生活条件に大きな違いがあることや、個人的な主観の問題もあるため全く調査が進んでいないのが現状であるが、著者が行ったベトナム山岳部の段々畑で稲作を行うタイ族の女性は、30代で７割以上、慢性の関節痛や腰痛を持っていた。燃料の確保や段々畑の往復だけでも２時間は掛かるという。その治療方法はと聞くと、漢方や休息だと答えている。徒歩１㎞内外に保健所はあるのだが、訪れたことがないと９割の女性達が答えている。その理由は、保健所に行っても薬がない、我慢をしてしまうというのが全員の答えであった。妊娠出産時にも保健所を利用する人はほとんどいなかった。しかし、妊産婦死亡や乳児死亡率の高い地域であることから、女性達の生活が厳しいものであることや、病気に掛かれば我慢をする、休息をするという構図は用意に想像される。今後は健康の概念が先端医療に慣れた我々と異っていることから、土地毎やその社会的な背景を考慮した、農村女性の健康改善策が必要かと思われる。

３）農村女性の栄養概念

栄養も非常に重要な問題を含んでいる。過去の農村では食糧の地域的な自給をしなければならなかったが、従来の食生活が大方の地域で急速に崩壊している。厳密に言えば、農村での自給体系は完全なものではなく、地域の農民の間での作物交換や労力提供に対する食物での謝礼などという形での、小地域的な流通は昔から存在したが、現在の流通は地域を越えた形で進行している。主に、塩、油、最低限の香辛料等の昔ながらの必需品に加え、米や小麦などの主食となる穀類の需要の変化も起きている。トウモロコシや豆が主食であった地域に、米が浸透し

て米の需要が増えたために、農村地帯のオープンマーケットで他の地域で生産された米が売られ始めた。または、生産量が少なくてその土地では１カ月に一度しか食べられなかった米が、週１回になったという例は多数ある。社会インフラが発達し、流通事情が良くなったという背景もあるが、テレビや雑誌などで見る、新しい食物への興味やそれらの住民への浸透という、大きな社会変化が伝統的な食生活を変化させている。ケニアでの調査の例では、住民は毎日米が食べられる生活がしたい。インドネシアでは、肉や魚の増加を望んでいた。過去の腹一杯食事がしたいという生活より、量から質への転換も起きているのである。さて、伝統的な食生活からの転換は、開発途上国の栄養事情から考慮すると、栄養のあるものを適切に取るということが大切である。従来は食べることが先決で栄養というものを二次的に考えていたからである。もっと過激な食品の流通攻勢が農村にも訪れるとき、適切な栄養知識は不可欠である。簡便なインスタント食品や調味料、清涼飲料水、乳児用粉ミルク等は、価格と栄養のバランスの問題を多く含んでいる。また一方、慢性的な食糧不足と栄養失調を多くの国が抱えている。これらは、多くの人々の健康を阻害している。飢餓問題を抱える国々の栄養概念も不安定なものである。十分な栄養が健康の源であるとすれば、それを生産する多くの農村女性の健康が確保されていないという事実と、多くの女性達が腹一杯食べることが、健康につながるのだという概念にも目を向けて行かねばならない。

4）　健康と栄養の基礎教育

現在の開発途上国の女性達の持っている問題点を集約すると、健康も栄養も決して十分ではないということと、彼女達に今後自分たちの手で、どのように自分達の問題に対処していくかという、解決や改善の糸口を見いだせないでいることである。したがって、情報や知識の提供とそれを受け入れる土壌を作ることが大切である。その土壌とは、やはり女性達への識字教育に始まる、基礎教育ということになるのではないか。この段階を経て、初めて保健教育も栄養教育も効果的に実践できる。その地域の女性達の状況調査に始まり、段階的な適正な教育を実践すべきである。また、女性の学習意欲や参加意識を高めていく努力も必要である。この場では触れないが、実践に直結した教育の普及が望まれている。

2．　医療保健プロジェクトから見た農村女性の健康と栄養活動

1）　インドネシア家族計画母子保健プロジェクト

ＪＩＣＡが実施している保健プロジェクトでは、多くの農村地帯に住む女性を対象とした、家族計画の普及や母子保健サービスの向上改善を実施している。インドネシア中部ジャワ州で実施されたプロジェクトにおいても、モデル地区を農村に置き、五年間の活動を実施した。特にデマック県とクラテン県から選んだ４村のモデル地区では、１９８９年のプロジェクト開始から、１９９４年の終了まで、プロジェクトの主要目的である、ポシヤンドゥ（地域住民が自主的に開催する妊婦と子供の健康チェックのための活動。月一回、定期的に地域のボランティ

アが主体となり、地域の民家や役場などで開催される。）や保健所のサービスの向上と医療従事者の知識と技術取得のための研修等を中心に、栄養教育教材の作成や医療機材の供与などが行われた。具体的な活動は以下の９項目である。

(1) 出産介助人（伝統的産婆）の研修

(2) 妊婦カードの普及

(3) ダサ　ウィスマ　カダール（隣組ボランティア）の研修

(4) ポシヤンドゥ指標の開発

(5) レファラルシステムの改善

(6) 家族計画普及広報車活動の改善

(7) 結婚前カップルに対する家族計画ガイダンスの改善

(8) 妊婦と乳幼児の栄養改善

(9) 母子保健手帳の開発普及業務

当プロジェクトはＷＩＤ対象案件でなく、ＷＩＤの視点からの配慮もなく、プロジェクト計画時には研修対象者も、保健所や県保健局に勤務する医師を含む医療関係者に限られていたが、研修や教育効果を高める過程で、保健ボランティアの研修を取り入れたところ、非常に高い効果が見られた。これらの保健ボランティアは、ほとんど農業に従事する女性達で、農村に住み非識字の者も少数ながら参加していた。そこで、プロジェクト期間延長後には、当プロジェクトの専門家の対応状況から、(8)(9)の活動に焦点を当て、保健所、ポシヤンドゥの活動を中心とした、現場を中心とした栄養研修と母子手帳の開発と普及活動に転換した。従って、業務の進行や目的は変わらないが、実践的な活動は農村女性を対象とするプロジェクトの意味合いを成したのである。

当プロジェクト実施中および終了後には、ＷＩＤ案件の事後評価と称する調査があったが、報告書では医療保健の分野や社会的な状況把握に欠落があり、間違いが見られたが、参考資料としては十分であろう。

２）　プロジェクトの特徴

このプロジェクトの最大の特徴はインターセクトラル・コーオペレーションを実現できたことである。インドネシアでは、家族計画省および保健省の役割が明確に分担されており、プロジェクトもＪＩＣＡ、保健省、家族計画省の３者によって実施された。各活動においては宗教省や農業省との協力体制をはかり、業務毎に特別委員会を設置して進めてきた。これらは共同事業ということで、現場で研修を実施したり、保健省主催の研修に他省からの講師を招聘するなどの、講師の交流及び技術や資料の交換や貸し借りを実践してきた。共同事業の間接的なメリットとしては、施設や研修教材を共有できる、新たな広報や協力依頼を省略できる、他業種の人材を投入できる、研修の波及効果が大きいなどが上げられる。一例をあげれば、母子健康

手帳の開発普及におけるプロセスとして、開発段階から、我々のプロジェクトが州レベルで展開されてきたため、中央政府の協力や県、市レベルの家族計画省、宗教省、農業省、教育省など多数の政府機関を始め、保健活動をしている婦人団体からの参加を求め、事業紹介と協力要請のためのセミナーを開催し、各専門家からの意見を反映させた。普及段階では各事務所に広報を兼ねたポスターやカレンダーを掲示してもらい、普及のための研修にも参加してもらった。結果として、旧システムから新システムへの移行が、非常にスムーズに行われた。今後、一つの地域や社会を対象にする場合には、社会全体に対する事前の情報提供と協力依頼は不可欠になろう。以下に、インドネシアで従来から継続されてきて、大変効果を上げてきた農業省を主体とした、幾つかのインターセクトラル・コーオペレーションの代表的活動を紹介する。

事例－１　家族栄養改善事業（THE FAMILY NUTRITION IMPROVENT PROGRAMME）

１９６３年中部ジャワ州において開始され、１９７１年にＵＮＩＣＥＦやWHOの支援を受けて拡大された。当初幾つかのモデル村を作り、栄養改善のためのボランティア（KADER）を募り、地域住民の協力参加で栄養失調症の駆逐をした。１９７４年からは正式に第２次国家開発計画に盛り込まれ、地域レベルでの栄養教育や家庭での食物栽培を奨励し、第３次国家開発計画では広範囲な国内事業として、家庭菜園普及、たんぱく質摂取量の増加、母親教育等を推進をした。１９８４年からは、保健省だけではなく、現家族計画省、農業省及び宗教省の協力でこれらの事業の展開を図り、特に栄養教育、健康、出産、宗教上からの家族栄養の向上及び乳児の発育向上に活動の焦点が当てられた。因みに、当初の基本的な活動目標は、

a. 毎月、５歳以下の子供の体重測定をする。
b. 栄養教育と家庭菜園の促進
c. 出産間隔をあける、母乳の促進、下痢症予防の促進
d. 健康と栄養障害を抱える子供達のための保健所のサービスの向上
e. 家庭菜園並びに農業改良普及員による情報提供と農業指導の実践で食物生産を増加させる。等々

事例－2　家族計画・栄養改善事業

(FAMILY PLANNING NUTRITION PROGRAMME)

１９７０年に保健省と現家族計画省、農業省との間で、家族計画と栄養改善をあわせた活動が開始された。これはＵＳＡＩＤの支援によるもので保健省はたんぱく質の摂取不足の解消を目標にしており、農業省は家庭菜園と教育の奨励をした。この活動はＵＮＩＣＥＦの支援も受けた。

具体的な活動目標は、以下の通り。

a.　５歳以下の子供の体重測定

b.　栄養と家族計画情報の提供と母親教育

c.　安くてバランスのとれた食事の普及教育

d.　１～４歳児へのビタミンＡの配布

e.　妊婦と出産直後の母親への鉄剤の配布

f.　栄養失調児の治療と保健所への連絡

g.　家庭菜園の有効利用のための教育

h.　結婚直後の女性に対する家族計画サービス対策

主な活動者は、母親達のボランティアと農業改良普及員と家族計画普及員である。

事例－3　家庭菜園普及事業（EDUCATIONAL SUPPLEMENTARY FEEDING）

これは第３次国家開発計画により推進された、栄養改善活動である。地域住民や母親達を中心に、地域で生産される食物の生産量の増加、家庭菜園の推進、有効利用、母親達の料理教室とか栄養ある食物の供給を住民達が相談しながら実施していくという活動である。これは地域開発と地域での保健栄養開発計画と絡み合わせ、地域住民の手で行うという意識の開発に大きな成果を上げた。

ここでは国レベルで推進された活動を中心に紹介したが、インドネシアは古くから地域の組織がしっかりと定着しており、地域毎の活動が活発である。ダサウィスマと呼ばれる隣組活動、全国的規模を持つ婦人会活動の他、地域の名前を付けた個々の地域保健活動や栄養活動は多く、地域住民だけではなく、末端の行政組織を組み込んだ活動が多く見受けられる。現在でも、多くの活動が活動目的や内容を少しずつ改善しながら、継続中である。当然、当プロジェクトにおいても、既に組織化されたこれらの活動を活性化する事や組織の利用を考えた。既に紹介したポシヤンドゥの活動強化が、その一例である。

3） プロジェクトのモニタリングと評価

プロジェクトの評価については、他のプロジェクトとほぼ同様であるが、当プロジェクトにおいては、業務内容が多岐にわたったことから、幾つかの新しい方法でモニタリングと評価を行った。まず、プロジェクト全体からいえることは、研修または、機材の引き渡し後は定期的な専門家による、機材使用状況調査と称する現場を訪問してのモニタリングを行った。研修などに関しては配布教材の現場で使用状況調査を行い、半年後には質問表を用いた教材の内容と現場での使い勝手を知るための、評価調査を実施した。日常の活動では、専門家が自分の担当地域を、保健所や県保健局のカウンターパートと一緒に週一回以上巡回し、前もって各関係機関と協議して定めたモニタリングフォームを用い、集計分析したものを会議の席で報告を行った。プロジェクト評価はプロジェクト開始後３年目に、中間評価を保健省と共同で行った。また、プロジェクトの最終評価は公平な第三者評価を目指し、国立大学の医学部にある調査チームに依頼して実施した。この際、専門家と保健省、家族計画省からなる評価チームを結成し、共同で評価計画を行った。プロジェクトの各業務によって、異なるモニタリング、評価を行っていたわけであるが、栄養改善業務についてのモニタリング時期と評価時期を図式にて、説明する。

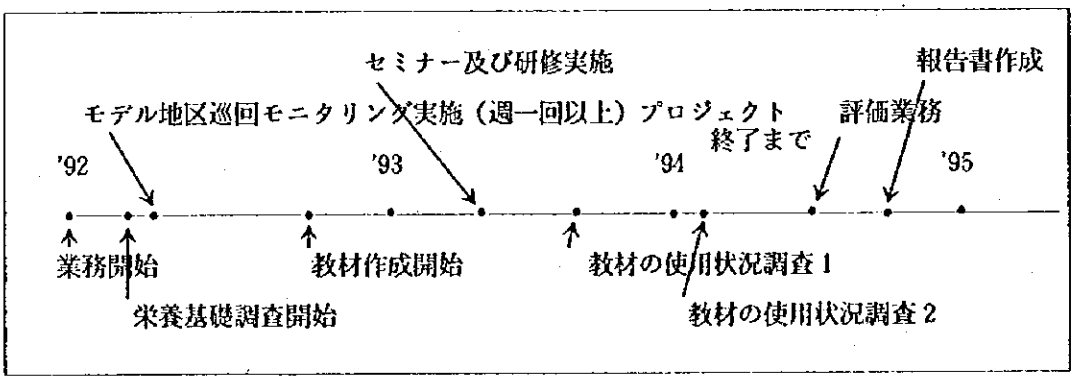

簡単に纏めれば、

a．専門家の日常の業務をモニタリング業務とリンクさせた。モニタリングフォームを作成し、定量しやすい形式を開発した。カウンターパートも同じフォームを使用して、モニタリングに参加した。

b．月一回はモニタリングフォームを集計分析したものを、各関係者との会議の席で発表し、現場の医療従事者や医療ボランティアの人々に還元した。専門家の報告とカウンターパートの両者からの報告があり、問題点の発見や両者の意見の相違を協議することができた。

c．四半期に一度は、プロジェクト関係者全員を集め、業務報告を兼ねた会議を開催した。

d．半年に一度は、中央政府を含めた関係者を全員集めた、セミナーや研修を開催し、業務報告や新規事業につての説明、開発教材の使い方などを紹介した。モニタリング結果等については、現場の担当者に発表してもらうなどの現場に焦点を当てた報告を重視した。

e．中間評価と最終評価を実施した。評価チームを構成し、中間評価は専門家とカウンターパー

トで行い、最終評価は第三者を目指し、外部へ委託実施した。これにより、評価は従来のものより、分かり易い明快な結果を得ることができた。

このようなモニタリングや評価の方法がカウンターパートに受け入れられた背景には、彼らの業務に対する責任感が高かったことと、技術レベルが比較的高くモニタリングや評価の重要性を既に認識していたことがある。

3. 農林業プロジェクトに対する提言

1) 多くの女性達のプロジェクト参加と促進のために

既に、女性の参加促進のための提言は多くなされているが、全てのプロジェクトに一般の女性が参加できるものではなく、特に研究プロジェクト等においては困難であろう。業務の内容によっては、無理な対応はさけた方がよい場合も生じてくる。女性の参加を考慮するのであれば、生活に密着したプロジェクトの開発や現実の生活に還元できるプロジェクトの開発を進めるべきである。その際、プロジェクトの目的と指標を明確にするべきで、これがモニタリングや評価を容易にする最大の秘訣である。具体的に述べると、その土地の生活や習慣に根ざした作物や、必需品の開発や改善プロジェクトは非常に興味を持って、受け入れられる。さらに、参加した女性達へ何らかの参加メリットを強調する。例えば、定期的な健康診断や健康管理システムの導入をする。また、保健教育や調理実習を入れた栄養教育などは、生活に直結するため、参加意欲を向上させる。広報活動も充実させる必要がある。プロジェクトでは何を目的として、何を行っているかという現地や関係機関等への紹介を含めたアプローチが重要である。参加者の健康・生活改善をも可能とするような開発計画が望まれるところである。

2) 現地調査の充実

プロジェクト計画段階に望まれることは、基礎調査の充実と言うことである。特に農村地帯を対象とするプロジェクトにおいては、対象地区の十分な調査は不可欠であることと、社会文化的な背景を単にデータで表すのみではなく、問題点の分析や改善点を明確にし、現地において調達可能な資源や人材の調査も実施した方がよい。より効果的にプロジェクトを促進するために現地にある、資源、伝統的な技術、人材等の活用を考慮する。(COMMUNITY RESOURCE MOBILIZATION)。これは、今後のプロジェクト実施上の鍵になる。例えば、識字率の低い土地での教育研修などに、現地の小学校の先生や行政機関に勤務する人たちの協力を仰ぐことや、現地語に堪能な人々を講師にするといった、他分野や多方面からの人的資源の動員を行うといったこと。これらは、現地調査の段階から検討し、調査内容に含めることを提言する。

3） プロジェクトの稗益効果と教育研修の重要性

プロジェクトの稗益効果とは、社会への貢献も重要であるが、個々の人々の生活がどのように改善されていくか、向上していくかという点につきる。そして、それを自分の手でどのように成し遂げたかという、精神的な満足感も考慮に入れなければならない点である。ここで重要なことは、人材育成ということであろう。限界ある援助協力の成果は現地の人々に引き継ぐことで解決される。そのために、研修や教育を最大限に実施し、指導者の育成や教育した人材の活用に努める必要がある。少しでも多くの人々の実生活に貢献できるような、プロジェクト開発が重要である。

また、農林業プロジェクトであっても、既に述べた他分野、他組織との協力や交流を深めた方がよい。既に、検討されている事項であるが、特に女性開発と保健栄養分野とは非常に相性がよいことを強調しておく。

4） プロジェクトのモニタリングと評価に対して

農業分野においても、既にモニタリング手法はマニュアルが確立されている。ＷＩＤを組み込んだ手法についても同様である。ここでまだ、考慮されていないのが唯一、カウンターパートやプロジェクト対象者が単独または援助協力側と共同で行うモニタリングへのアプローチと、評価の問題である。何故必要かという理由は、援助協力側のモニタリングと評価の視点が現地側とは異なることや、一方的なモニタリングと評価の結果は決して、プロジェクトの自主的な継続や改善に結びつかないという点である。本来プロジェクトが援助協力側のものではないという立場に立てば、当然相手側からのアプローチが必要となる。目的や実践度を同じくして出発したとしても、到達点や満足度、利用度、理解度、普及度、実践度などの自己評価は不可欠であり、問題点の発見や解決を容易にする。また、モニタリングや評価手法の技術移転も重要だといえる。

また、別の視点から第三者評価の実施を勧めるものである。当事者の評価というものは視点が偏ることが多く、計画段階で目標とした定量評価を進めても、見落とす部分も多くあり、第三者評価は新たな発見となることも多い。また、定期的なモニタリングや評価を行うべきである。例えば、中間評価はプロジェクトの運営や実施上での軌道修正や新たなアイデア源として、大変効果的であるといえる。もちろん、プロジェクトの業務内容や運営方針との兼ね合いが重要ともいえるが、ＷＩＤ案件においては、自分たちの問題点の認識からプロジェクトが始まるという原点に返り、モニタリングや評価の実践を積み重ねて行くべきである。